

平成27年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成27年9月16日(水)

東洋町議会

余 白

平成27年第3回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成27年9月16日(水) 午前9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君
3番 高島 俊彦 君 4番 小松 熙 君
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君
副 町 長 光本 速雄 君
会 計 管 理 者 川田真由美 君
教 育 長 奈良崎幸一 君
総 務 課 長 生松 克祐 君
税 務 課 長 安岡 良仁 君
住 民 課 長 光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君
教 育 次 長 藤村明美智 君
地 域 包 括 支 援 蛭子 浩久 君
センター事務局長
総務課長補佐 大坪 靖幸 君
住民課長補佐 田岡いずみ 君
税務課長補佐 小池 昭平 君
産業建設課長補佐 手島 憲作 君
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 長崎 正仁
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のてんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

3番 高島 俊彦 君 5番 武山 裕一 君

平成27年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成27年9月16日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 認定第1号 平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第2] 認定第2号 平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第3] 認定第3号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第4号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第5号 平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第6号 平成26年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第7号 平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第8号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第9号 平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 議案第38号 東洋町個人情報保護条例の一部を改正することについて

- [日程第11] 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を定めることについて
- [日程第12] 議案第40号 東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第41号 平成27年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第42号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第43号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第44号 平成27年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第45号 平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第18] 議員派遣について
- [日程第19] 閉会中の継続審査・調査の申し出について
- (1) 総務教育民生常任委員会
 - (2) 産業建設常任委員会
 - (3) 議会運営委員会
- [日程第20] 一般質問

余 白

平成27年第3回東洋町議会定例会 平成27年9月16日 水曜日
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに、平成27年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(再開時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、決算認定9件、条例3件、補正予算5件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計19件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

9月10日に、総務教育民生常任委員会を開催し、その報告書が届いております。

総務教育民生常任委員長から、継続審査となっておりました、安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書提出を求める陳情書は、不採択との報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、認定第1号、平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言のうえ、挙手願います。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員
員長

(武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月9日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

まず、歳入では、町税の不納欠損が増加したことについては、5年で消滅時効となるものと、執行停止に係る不納欠損処分した件数が増えたことにより増額された。町有地の貸付件数と貸付金の根拠については、8件分で、固定資産評価額を基に単価を設定している。フェリー基金については、平成26年度末で基金はすべて取り崩したので、現在はゼロ円である。地籍調査の完了期間と進捗率については、平成12年度から着手しているが30年間の期間を要する事業で、平成26年度末の進捗率は17パーセントである。ふるさと納税の納税者数は5名で、一番多い納税額は100万円であった。金額に応じて町の特産品を贈っている。などの質疑、答弁がありました。

続いて、歳出の総務費では、特別職の給料が平成25年度と異なることについては、平成25年度は給料カットがあったためである。弁護士委託料の根拠については、着手金から始まり、上級審となると裁判所までの交通費と日当が必要で、判決後は成功報酬を支払うなど、裁判によって委託料は異なってくる。番号制度中間サーバープラットフォーム利用負担金については、マイナンバー制度に伴う、県外在住者のデータを所有するサーバーとつなぐための費用負担である。選挙ポスター掲示板設置委託料については、選挙の都度、入札により設置業者を決めることから委託金額は異なってくる。

次に、民生費では、障害者グループ拠点活動については、障害者の自立支援活動を実施している、フレンズというグループが、東洋町自然休養村を拠点にクッキーなどを作って、海の駅で販売活動を行っている。一般相談支援事業委託金については、施設入所サービスを受けるための個別計画の作成を日和佐にある、おおぞらへ委託している。緊急通報装置委託料については、高知市の安心センターへ委託しており、緊急時には電話型とペンダント型の通報装置により知らせを受け、支援者が訪問するようになっている。介護保険サービス利用者負担減免措置事業については、介護保険料以外の部屋代や食事代については、非課税世帯に限り減免措置を受けることができる。

次に、衛生費では、バイオディーゼルの稼働状況については、年間2

900リットルを精製して、町有バスで2700リットルを消費している。太陽光発電システムの補助金については、1件当たりの補助額は60万円
で4件の設置があった。

次に、農林水産業費では、鳥獣駆除報償金については、イノシシやシカ、カラスなど1690件の駆除があった。平成25年度緊急雇用事業補助金返還については、製材販売収入分を26年度に計上していたが、県から、平成25年度分の収入との指摘があったため返還した。水産振興費の修繕料の内容については、野根漁港の作業所の電気と取水ポンプの修繕である。

次に、商工費では、白浜海水浴場の監視員の救急体制については、観光客が多い時は、監視塔と砂浜で監視し、救命用ボードを配備している。

次に、土木費では、町内の橋梁の耐震改修については、計画的に耐震化を図っていく。地籍調査の現地確認推進委員については、基本的には地区長にお願いし、対象地域の中で人選していく。

次に、消防費では、建築物の完成検査手数料については、建築物が完成した際の、県による完成検査を受けるための手数料であり、野根地区防災活動拠点施設の分である。地域防災計画の総額については、564万円である。

最後に教育費では、地域教育振興事業臨時職員と特別支援教育支援員については、地域教育振興事業臨時職員は教員免許を有する者を月額25万円で3名雇用した。特別支援教育支援員は、月額15万円で2名を雇用した。また、看護師資格を有する者を月額20万円で1名雇用した。ふるさと創生育英資金の償還状況については、貸付金の総額は9220万円で、122件分である。償還分は5907万3千円で、償還が始まっていない未償還分は3312万7千円である。滞納者は数件あるが、償還状況は順調である。実践的防災教育推進事業の経費については、高知県の防災教育モデル校として指定を受けた甲浦小学校の防災教育に係る経費であり、小学校の防災教育プログラムや防災カルタを作成したなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、西岡委員、小野委員、小松委員、高畠委員、平山委員、福島委員の6名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、認定第1号、平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照下さい。

現在の償還件数や償還状況、債権継承について質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、西岡委員、小野委員、小松委員、高島委員、平山委員、福島委員の6名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決まし

た。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、認定第2号、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月10日委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

国保税の不能欠損額、収入未済額が増加する中、徴収率の向上に向けて強制徴収に取り組んでいるなどの質疑、答弁がありました。慎重に審査した結果、本案についての賛成は、西岡委員、小野委員、小松委員、高島委員、平山委員、福島委員の6名、反対は、田島委員の1名に

より、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、認定第3号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

介護保険制度の現状として、加入者の保険料だけでは運営が厳しい状況にあるなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、認定第4号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

介護サービスの利活用については、順調な運営であるとの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、認定第5号、平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、平成26年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

下水道事業対象の780世帯のうち、522世帯が加入しており、前年度と比較して若干増えているなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第6号、平成26年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 (武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

水道事業の収入対策については、人口が増加しないことには収入増は見込めないなどの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、認定第7号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 (武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

自然休養村と青少年旅行村の会計の一本化については、条例が別なのでできない。海の駅東洋町の商品安定供給策として、加工品を保管するための冷凍庫を新たに設置したなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、認定第8号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長 (武山 裕一決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

保険料を納めるほとんどの方は、年金から天引きする特別徴収者であるなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を

行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、認定第9号、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第38号、東洋町個人情報保護条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議案第38号、個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。通告してあります。1つ目に、この法令は、元々住民にとってメリットは薄く、国や行政が住民を統制するための手段として制定していると思えません。だから、住民は、自分たちの個人情報に基本的な人権として、自らがしっかりと保護しなくてはならないと思っています。住所、氏名、生年月日、性別、本籍地は、住民基本台帳にも登録されていると思いますが、マイナンバーカードに登録される個人情報は、その他血液型や病歴、心身の障害状況、学歴、職業、履歴、所得、貯蓄額、借金、犯歴、家族構成、本人写真などまで登録されるのかお聞きしたいと思います。今後、国から次々と追加されるのではないかと心配しているが、もし、拒否した場合や虚偽申請には罰則はあるのでしょうか。これが1つ目の質問です。

2つ目は、町は個人データ保護について、どのようなセキュリティシステムを持っているのかお聞きしたいと思います。

3つ目に、第10条の2では、個人情報の利用の制限として、利用目的以外の目的に個人情報を利用してはならないと規定しながら、一方、

行政事務に必要な時において、本人の同意を得ることが困難な時には、権利や利益を侵害しない範囲で、行政は利用目的以外にも利用出来ると、こう規定されております。本人同意が得られない場合とは、本人から同意を拒否されたときも入るのか。また、権利や利益とは、精神的な苦痛まで入るのか。また、利用目的以外とは、どのような場合を指すのかお聞きしたいと思います。

4つ目です。第14条の3には、情報の通知やファイルの保有などの可否について、東洋町情報公開、個人情報保護審査会に通知し、意見を聞くことが必要とありますが、この重要な役割を担う審査会メンバーは、何人で、どのような人が入るのかお聞きしたいと思います。

4番目の2つ目の質問をさせてもらいます。人選は町長ですが、審査会の権限は町長権限を越えて独立しているのか。行政への命令権もあるのかお聞きしたいと思います。

3つ目です。会議の結果は公開されるのか。議事録の公開はあるのか。これが4つ目の質問でした。

5つ目に、同条第2には、税や犯罪に関する個人情報、会へ通知しなくてもよいとなっていますが、所得や滞納状況、犯歴なども登録されるのでしょうか。また、町からの物品や金銭の送付状況、相手側の住所氏名などの個人情報も審査会へ通知せずに登録できるとあります。なぜ、そこまで個人情報をファイルしなければいけないのでしょうか、疑問に思っております。

6つ目に、この審査委員会の決定や行政側のカード情報使用状況に対して不服がある場合、住民はどこへ申し立てができるのでしょうか。審査会でしょうか、町でしょうか、あるいは県機関でしょうか。お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。それでは、田島議員の質疑にお答えいたします。まず、1の登録につきまして、カードに登録されるのは、住所、氏名、生年月日、性別並びに個人番号、顔写真データでありまして、議員ご指摘のその他の情報はカードに登録されません。

次に、罰則につきましては、カード自体を拒否することはできません

ので、そのような罰則はございません。通知カードというものが発行されますので、そこで住民の方々は個人番号を確認することになります。また、虚偽申請の場合は罰則がございます。

次に、2のセキュリティにつきましては、本町の場合、インターネットとは帯域を別にしておりますので、切り離しております。現在のところ問題はございません。

3の利用制限につきましては、基本的にマイナンバー制度で規定されております社会保障、税、災害以外に利用することは禁止されております。しかし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があれば、利用目的外であっても利用することができる場合がございます。なお、本人が拒否すれば利用できないこととなります。例えば、人の生命に重篤な場合、利用しなければ危険な状態などがございます。ここで本人の同意がないのであれば、利用することができません。また、本人の同意を得ることが困難な場合につきましては、例えば、本人が危篤状態になった場合などは、本人から情報、同意を得ることが困難であります。その場合、本人の同意がなくても利用することができます。しかし、財産などもそうですが、利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する場合は、利用出来ないとしております。なお、精神的苦痛も入るのかどうかは、先ほどの状況下で、情報を提供したとして、総合的に判断すべきであり、もし、それでも本人又は第三者から精神的苦痛とされた場合は、係争してみないと分からないものと思われま。

次に利用目的外というのは、先ほど申し上げたものでございまして、社会保障、税、災害以外の事を指しまして、本人の同意があれば利用するという事でございます。

次に、4のファイルにつきましては、委員5人以内で組織することになっております。委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱するものでございます。権限につきましては、調査権限はありますが、あくまで諮問する形でございまして、審査会は答申することになっております。公開につきましては、答申の内容を公開することになっております。議事録の公開の規定はございません。

次に、5の特定個人情報の通知をしなくてもよいということにつきましては、自治体が保有している特定個人情報のファイル名などは公表することになっておりますが、犯則事件のために作成したもの、職員の人事、給与、福利厚生、学術研究の目的、簡易なものなどについては、そ

の性質上、公表になじまないものでございますので、公表しないことになっておりますので、第14条の3第2項に規定しておりますものについては、事前通知の必要ないという規定になっております。なお、物品や金銭の納付状況などを審査会へ通知せずに登録できるとのことですが、そうではなくて、例としまして、物品の購入など、ただ単に、業務上必要な連絡先は、公表するまでもないとのことで、通知しなくていいということになっております。

6の不服がある場合につきましては、東洋町情報公開、個人情報保護審査会になります。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

何点か、再問させてもらいます。今、課長から答弁がありました。セキュリティの問題についても、現在の時点では問題はないと、こういう答弁がありました。言い換えれば、将来はわからないと、こういうことだと思います。こういうことをやはり、住民さんは心配しているんですよ。行政のする事に対して、初めはそういうようにいうけれども、次第次第に変わっていくという心配をしております。もし、今の時点で将来どのような不安があるかということが分かればお聞きしたいと思います。予測されることがあればお聞きしたいと思います。

それから、消費税の軽減税率算定にこのカードが利用されると、こういう情報も聞いておりますが、そうなれば全員がいつも持ち歩かなければならないというリスクが出ます。万一、紛失などで他人の手に渡ったとしても、悪用される事はないかという心配をしておりますが、分かればお聞きしたいと思います。

それから、これはちょっと古い話になって申し訳ありませんが、以前間伐資料の開示を求めたところ、公開を拒否されました。不服申し立てを行ったがそれも拒否されたので、この情報審査会に対して審査を求めたところ、町長からその申請書の受け取りを拒否された、町長名で。住民がこの審査会委員宛に直接出した不服申立書が、町長によって受け取りを拒否されたという実例があります。審査会には届かないのであります。そこで、県へ不服を申し立てたところ、町の裁量権範囲であり、県はタッチできないと、こう体よくこども拒否されました。こうした、住民不安や

審査申請の受理は誰が決定するのか。町長か。また、その審査会の決定に不服のある場合、住民はどのような対応ができるのか。お聞かせ願いたいと思います。それに、第14条の3には、審査会が情報の提供先や内容の変更、決定などの重要な項目の決定にも権限を持つ事が規定されております。こういう住民情報の重要な部分を扱う審査会メンバーは、行政側に立つ人選ではなく、例えば住民代表である議会推薦などによって、住民側に立った人選をすべきでないかと考えておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、この情報システムの管理や運営費用は、国から全額負担されるのでしょうか。そのところをお聞きして2問目を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

まず、セキュリティのことについてでございますが、予測されることは、乗っ取られるということでございます。インターネット、通信技術はですね、日進月歩しております、先日年金の情報が流出したというところにもございますが、悪用する側も日々研究しておるだろうと思うんですけども、色んな形で進入を試みてきます。通信の細かい所につきましては、我々では想像できないんですけども、そういった予測はされます。そういったことになる前にですね、対策を講じなければなりません、今、それに向けて情報も集めておりますので、また分かり次第ご説明をいたします。

それと、悪用される事ということでございますが、確かにカードを盗難されますと、悪用される事にはなります。ですので、そういった場合はすぐに紛失された場合は、その番号を使われないように申請する事ができるということになっておりまして、現段階ではそこまでしか法律でも規定がございません。また、個人番号カードの暗証番号があると思いますので、そこが漏れなければ、多分使われないだろうとは思っております。

あと、システムの国の補助金ということでございますが、現段階では詳細は分かりません。今後判明してくることだと思っておりますが、補助されるかどうかは現段階では不明でございます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えをいたします。不服申し立ての件でございますけれども、町公開条例に準ずるということになっておりますので、前回のですね、件につきましては、不服申し立てを不適法であるという理由で却下をするときはですね、審査会に諮問する必要はないというふうになっております。

それからですね、このことにつきましては様々に不安といいますか、セキュリティ対策も含めて、財源的なことも含めてですね、色々懸念されていることがあるわけでございます。特に地方自治体ではですね、財政的なことと、人材という課題もあるというふうにお聞きしております。なかなか、財政事情の厳しい自治体については、不測の事態にも対応できるようなセキュリティ対策がですね、十分でない恐れも今後、出てくるのではないかとこのように思っておりますが、この情報セキュリティにですね、強い人材が田舎の自治体にいるのかということも問題になってきます。人材不足ということも懸念されております。都市部におきましてはですね、専門企業であるとか、色んなことの協力を得られるということもございまして、なかなか田舎ではそのような専門企業もないわけでございますので、地方では今後、対応が難しい事態も想定しておかなければならないというふうに考えております。財政的には国もですね、やっと自治体への財政支援、あるいは地方への人材派遣を検討しているというふうに聞いているところでございます。現在のところは、そういった状況しか把握できておりません。以上でございます。(自席より、人選について答弁漏れと発言あり。)今考えておりますのは、有識者ということになっておりますので、5名以内を今後、検討していくと。具体的には今のところは考えておりませんが、議会推薦という形がこういう組織にですね、ふさわしいのかどうかというようなことも判断していかないけませんので、今後の課題ということで、ご理解願いたいと思います。するともせんともお答えいたしません。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

再々問させていただきます。揚げ足をとるようで申し訳ありませんが、町長から私の以前の審査不服申し立てに対して、規則に当てはまっていないということで町長の判断で却下したと、こういう答弁がありました。私は、この審査委員会宛に出したんです。その出したものに対しては、審査委員会がどう判断するかということじゃないんでしょうかね。これは、この審査会の審査の項目に該当しなければそれで結構ですが、その判断を町長がするのはおかしいということを行っているんです。それから1つだけ、言いたくはないんですが言わせてもらいますが、こういうことがありました。なぜ、私が行政のそういう守秘義務、あるいは漏洩等に敏感になっているかといいますとですね、地デジができたのは総務課長、何年でしたかね。その地デジに変わったときにですね、町職員が私の家については、ここが一番感度が良いということを書いてくれたもので、私はフェンスの柱にくくりつけたんですよ。ところが、文書でですね、住民さんから町に対して訴えが起こってきたと、こういうことがありました。しかし、その事実について私は全く知らされなかったんですが、ところが、ある一議員からその情報が流れてきたんです。田島さん、あんたはこう訴えられているぞとね。どういうことですか、これは。こういうことがあるから、うちはこの守秘義務について、セキュリティについて行政の心配をしているんですよ。今いうような問題が起こらないようにしっかりしていかなかったら大変な事が起こります。答弁があればお聞きしたいが、なければこれで終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

審査会に直接出したということですがけれども、この情報公開条例につきましてはですね、このように不服申し立てがあった場合の手続きという事に則って処理をしておりますので、ルール外の事をされてもですね、それは関係ない(自席より、審査会に出せと言われたと発言あり)審査会には、そこには出せません。前回の場合の情報公開条例、前回の事をお聞きしましたので、前回の事についてお答えしております。それと、先ほどの件につきましては私的な事でございますので、私は関知しておりませんし、この場でお答えできないと思っております。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第38号、東洋町個人情報保護条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成:7反対:1)であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第39号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第39号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成:8反対:0)であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第40号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

おはようございます。議長、質疑の機会をいただきありがとうございます。簡潔な質疑を心がけますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

早速、質疑に移ります。私からの1つ目の質疑は、議案第40号、東

洋町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。田島議員の質疑と重複するところもあるかも知れませんが、よろしくお願いいたします。

この条例改正は、社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度の実施に伴い、廃止される住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を、マイナンバーの通知カードと個人番号カード、通称マイナンバーカードの再交付手数料に改めるものとお聞きしました。この件について、まず次の1点ですが、手数料以外に通知カード、個人番号カードともに再交付の手続きと、手続きに必要な申請書、証明書等について、まずお聞きをいたします。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

田岡住民課長補佐。

住民課長補佐

(田岡 いずみ住民課長補佐)

おはようございます。福島議員の質疑にお答えします。マイナンバーカードの再交付につきましては、再交付申請書の提出と、本人確認が必要となります。本人確認は、運転免許証やパスポートなどで本人確認を行います。運転免許証などをお持ちでない方につきましては、健康保険証や介護保険証など、2点の書類で本人確認を行います。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

明確な答弁、どうもありがとうございました。

次に、基本的にマイナンバーは、生涯同じ番号を使う事になるとお聞きしています。マイナンバーカードの盗難等で写真をすり替えられ、他人が本人になりすまし、個人情報を集めたり、不正に行政手続きを行うということが住民の皆様も心配だと思います。このことについて、次の1点ですが、どのような場合に、変更された個人番号のカード再交付が可能か、また、その場合の手続きに必要な申請書、証明書等についてお聞きをいたします。よろしくお願いいたします。

1番議員

(今宮 裕明議長)

田岡住民課長補佐。

住民課長補佐

(田岡 いずみ住民課長補佐)

福島議員の2点目の質疑にお答えいたします。変更された個人カードの再発行につきましては、マイナンバーは原則として、生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更することはできないようになっております。ただし、マイナンバーが漏洩して、不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、本人の申請、又は市町村長の職権により、変更することが可能になります。その手続きに必要な申請書等につきましては、現時点では詳細が未定となっております。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

ただいまのご答弁にもありましたとおり、なかなか全容が掴めないマイナンバー制度ですが、9月10日の新聞報道によりますと、2017年4月に予定される消費税10パーセント増税の酒類を除く飲料と、食料品の購入による軽減税分の還付も、マイナンバーを利用する案が持ち上がっております。今朝の新聞報道では、軽減税率再検討という記事がございました。還付の申請を郵便局とインターネット上で行う案や、低所得者に一定額を給付する現行の負担軽減策が続くのではといった報道もございます。国には、インターネットをあまり利用しない高齢者などへの対応を十分に検討し、公平な納税の仕組みを構築するよう強く望むとともに、執行部には、来年1月1日から利用が始まるマイナンバーについて、十分な準備を行っていただくようお願いし、1つ目の質疑を終わります。ありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1点、お聞きしておきます。再発行といいますが、交付費用ですね、これが800円となっております。これについて、ちょっと違和感を持って

おります。どうして800円なのか。住民基本台帳の再発行は500円で
ありましたね。それが今回、そう大して変わらないようなものだと思います
が、300円もアップした、その理由をお聞きしたいと思います。そし
て、この収入はどこへ入るんですか、これは。町になるのか、国に納付
するのか、その所をお聞かせ願いたいと思います。それからもう1つ、
この変更といいますか、再発行についての条件、要件ですけれども、住
所の変更なども入るんでしょうか。例えば、東洋町に住所のあった人が
徳島県へ行ったり、あるいは県外へ行ったり、そういうときも再発行にな
るのか、その時も800円いるのかお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えしたいと思います。まず、この収入ですけれども、
当然一旦町に入ることになりますけれども、最終的には、地方公共団体
情報システム機構という、実際にカードを作っている機関がありますが、
そちらの方へ委託して支払うようになります。それとですね、住所の変
更の場合、再発行が必要かということでございましたけれども、住所変
更の場合はカードの裏面へ裏書きして対応することになります。(自席
より、800円は高いが、何とかならないかと発言あり)800円について
はですね、4月17日付けで総務省のほうから文書が来ておまして、全
国一律で800円と連絡がございましたので、なおですね、軽減について
は免除規定も手数料条例にありますので、その都度状況を判断しなが
ら対応させていただきたいと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認
めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと
発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第40号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正するこ
とについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成:8反対:0)であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第41号、平成27年度東洋町一般会計補正予算第2号定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

福島議員より先にさせていただきます。通告してあります。1つ目の、一般会計補正予算第2号質疑通告書に沿って、質疑させていただきます。

1つ目に、歳入の部分について、県災害時要援護者避難支援プラン事業補助金として、県から56万1千円が出ておりますが、これについてお聞きしたいと思います。町は平成22年、23年度に国の緊急雇用補助金を使って、災害時要援護者避難支援プランを立ち上げました。これは高齢者とか、心身に障害を持たれている方々の避難について便宜を図るということについて、その名簿を作成するための調査でありました。1人1人に対する支援体制の整備に努めてきましたが、これは現在800人いる中で、600人しか取れていないと聞いております。後の200人については拒否されたと、こう聞いております。平成24年度から26年度までは、町負担で継続し、本年度も当初予算に217万円以上計上しております。今回、やっと県からプラン策定補助金として56万1千円が補助されたんですが、この事業は、災害時に避難の困難な心身障害者、乳幼児、病人、妊婦、高齢者など、避難援護の必要な方へ避難支援を行う為に必要なデータをまず収集し、災害時には、その方たちへの避難介助を行おうというものであります。先ほど言いましたように、対象者約800人の内、調査の了解を得た人が、約600人いると報告を受けています。そこでお聞きしますが、調査データ公開はしないと聞いておりますが、データの公開がなければ避難支援できないのではないかと。誰と誰が知っているのか、その人が避難支援するのかお聞きしたいと思います。これが1点目の質問です。

それから2つ目に、防災要領には、データ作成よりもいかに活用するかが重要とうたわれております。避難支援の実施計画書はできているのかお聞きしたいと思います。それから、その計画書には、誰が誰を、

どこへどのように介助避難するのか、また、日常普段の訪問、交流なども規定されているのかお聞きしたいと思います。それから次に、名簿の記載すべき事項には、避難支援者氏名の記載欄がありません。マンツーマンの介助計画になっていないのではないのか。該当者がAさんとするれば、そのAさんに対するBさん、あるいはCさんという、そういう対処する方の名前の記載欄がありません。そこで聞いております。

それから③の、地震津波が発生した場合、職員や消防だけで対応できるのか。当時聞いたときには、職員さんやら福祉関係の職員さんや消防とか、そういう方達が対応すると聞いておりましたが、800人、600人いる人をその方たちだけで支援できるのかという質疑でございます。万一、支援者が来なければその人は逃げられない。その時にはどうするのか、その計画はできておりますか。お聞きしたいと思います。

大きい3つ目の質問になります。今までにも大きい台風や大雨などで何回かの避難勧告がありましたね。その時、この計画はどのように活かされたのか。このデータがですよ。5年間も1千万もかけてとったデータがどのように活かされたのかお聞きしたいと思います。また、今回の8月30日の町避難訓練にはどのように活用されたのか、具体的にお聞きしたいと思います。

それから、大きい4番目になりますが、登録拒否した200人分はデータがありません。登録されていませんのですから。この人達の避難介助はどうしますか。捨てるんですか。お聞きしたいと思います。これが1つ目の質問です。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えしたいと思います。順次、お答えを続けていきたいと思っております。まず、調査データの公表がなければ避難支援ができないのではないかということだったと思っておりますけれども、確かに、データにはその方の身体状況などの記載がされておりますけれども、同意者の名簿提供後に、避難について同意者と自主防災組織などが直接面談をして、避難計画を立てることを考えておりますので、データの提供がなされないことで避難行動自体に支障を及ぼすとは考えておりません。

その次にですね、個別計画書ということになるかと思うんですけれど

も、避難支援の自主計画書に関してですけれども、現在のところ、残念ながら完成されたものはないと言えます。これについては、当初支援者について聞き取りをしておったところですね、1人の方が何人もの方の支援者になっているという例が出始めてきたと。このため、個別計画を後に回してデータ収集を優先させたと聞いております。また、避難場所もそうですけれども、東日本大震災以後の津波高その他の想定の見直しがなされたわけですから、そういうこともあったと理解をしております。

続いて、支援者の氏名は記載されておりますけれども、ただ、マンツーマンの計画はですね、支援する方がその時にいるとは限っておりませんので、自主防災組織等で情報共有をしていただくことが重要と考えております。特に大切なのは、隣とか近所の共助であると考えております。

次に、これまでの台風等で利用したかということでもありますけれども、これについては避難を考える方からは事前にですね、避難場所開設の要望が来ます。車いすなどの方とはですね、事前に移動支援連絡があり、実際に移動支援を行ったりしておりますので、これそのものを使ったという事例は記憶しておりません。続いて3番の、この8月30日に避難訓練が行われた訳ですけれども、この日は白浜地区の避難タワー2箇所に住民課の職員を配置しまして、名簿に登載されている方に対して避難してきた方ということですから、避難に係るご意見などをお聞きして、文書にまとめております。登録を拒否した人はということでございますけれども、先にも申しましたように、大きな災害の場合は特に自助、共助が有効で大切なものになるわけですから、同意をいただけた方は関係機関などと情報共有できますが、そうでない場合は各自で体制づくりをお願いするしかないと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

この案件といいますか、事業はですね、人の命を守る事業なんですよ。ここの所の自覚といいますか、意識が全くないと断言させていただきたい、行政側にはですね。先ほど言われましたが、何点かやはり疑問がありますね。例えば、こう言われましたね。自主防災ということはよく出

てきました。自主防災で対応するということが何項目か出てきましたが、その自主防災組織等では、600人800人の方がどこの自主防災において、どこへ逃げて、そういうことは自主防災と協議されているんですか。その自主防災との協議の中この方を援助して、擁護して避難するかというところまで確認しているんですか。自主防災に任せて、自主防災がどう対応しているかというところまで計画を確認しているんですか。それ1つ、まずお聞きしておきます。

それから、先ほどもこう言われましたね。この8月30日についても、まずこれは名簿搭載者に対して聞き取りをしたと。その後で参加者と言いつつ換えましたが、どっちが本当なんですか。このデータに搭載された名簿を持っていて、町の職員さんがAさんBさんを特定して確認したんですか。それとも、参加者を特定したんですか、何人かという、先ほど聞いたらあやふやでちょっと分かりませんでした。もう一度、お聞かせ願いたいと思います。

それから、要するに今、町が一生懸命、1年間200万以上ものお金を使ってやっている事業なんですけど、はっきり言って無駄な事業なんですよこれは。年々、次々心身の状況というのは変わっていくんです。それをしっかりと把握して、1年ごとにトータルのデータを取るようでは、これは全く意味がないんです。その上で、対応する人が決まっていない、自主防災に丸投げしていると、こういうようなことではね、こちら側の計画書はできていないということを私は大きな問題だと思えますよ。考えをお聞きしたいと思います。この費用は、今回56万1千円というのは、県から出ました。しかし、今までは全額町負担だったんですよね。その中で市町村のですね、地域防災対策総合補助金というのがあります。その中で町が県から2分の1補助されるという、こういう制度があるんですが、こういうものを申請した経緯はありますか、町が全額負担する前に。お聞きしたいと思います。

それから、活用が大事と言われておりますが、活用計画が出来ていない。どういうことですか、これは。心配しているのは800人もいるという要支援者を誰が誰をどうやって、どこへ避難させるのか、このことです。それが明確に決まっていなければ、過去5年間の1千万は無駄になります。監査対象にもなると思えますが、関係者の答弁をお聞きしたいと思います。

それからはっきり言いまして、単純に考えても先ほどは消防とかいう話を私はしましたが、最終的には自主防災に任せると、こう言われまし

た。しかし、その自主防災組織自体が、一部の自主防災組織はしっかりしたところがあるようですが、ほとんどが自分たちの逃げる場所もはっきりしていない、そういう状態なんです。その時に、こういう方を町から丸投げされて、どうやって介助するんですか、援護するんですか。そんな無責任なことを言ってもらったら困ります。今言ったことに対して、課長が答弁厳しければ、町長にお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、再問にお答えしたいと思います。まず、聞き取り調査を行った方について、名簿は持参してきております。そして、当日その中で避難をされた方について聞き取りを行っております。

それと、議員のイメージでは自主防に丸投げのようなイメージを持たれておるようですけれども、当然、自主防災組織等に名簿を提供する時には、名簿を渡すときに避難支援を必要とされる方との協議、打ち合わせも含めてお話をしていきますので、単に名簿を渡してこういう方がおられますよとだけにするということではございません。それとですね、補助金については、過去全くの持ち出しでやったということではございません。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁でございますけれどもね、要するに全く計画はできていないと。マンツーマンあるいどこへだれがというようなね。8月30日の件についても、名簿は持っていたと。しかし、今まででもそうですが、名簿を持っていてもそれは出欠を取るだけの名簿の確認のように甲浦東ではそういうことでした。1人1人、名簿を以て今回のこの事業に該当する人、この人は該当する人は出てきてないがどうなっているのかというような確認はしていません。それは今後の問題ですけれども、1つだけお聞きしておきます。800人が対象のこの計画を、1人も漏れなく支援できるように実効性のある事業にするよう、日常普段から互いに顔を見

合わせてですね、行き来している隣近所のそういう方達の互いの助け合い、近助ですね、そういう支援が大事だと思っています。そうした実効性のある避難支援計画に、根本的に見直しはできないのか、この計画を。ただデータを取って丸投げする、丸投げは嫌がりましたが、任せてしまうと、そういうことではだめです。それができないなら、200万円かけても結局無駄だと思います。これは要望しておきます、答弁はできないと思いますので。

議長

(今宮 裕明議長)

ここで休憩をいたします。再開は10時45分をお願いします。

(休憩時間:10時25分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。7番、田島毅三夫君。

(再開時間:10時45分)

7番議員

(田島 毅三夫議員)

2つ目の質疑に入らせていただきます。弁護士委託料100万円は、どの裁判費用なのかという1点でございます。お聞かせ願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

光本副町長。

副町長

(光本 速雄副町長)

それでは、田島議員の質疑にお答えします。当初予算で100万円を計上しておりました。この件につきましては、斎場と漁協の貸付金の裁判費用として、弁護士の委託料の計上をしておりました。今回の補正予算の100万円につきましては、ヘリポート及び防災資材倉庫用地代金と、生見の防災避難タワー工事の2件の訴状が、高知地方裁判所に提出されていまして、裁判費用としまして弁護士委託料を計上をしております。以上であります。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

前回、当初でそれぞれの額は分かりませんが、100万円計上されております。今回の生見についても色々取りざたされておりますけれども、こういう裁判費用については、確かに被告として私たち、やられる側にとってはですね、非常に腹が立つことだと思いますが、それだけの理由があって訴えておると、例えばJFの問題についてもそうですよね。それから、日誌の改ざんや製品の横流しなどの間伐事件にしましてもね、JFの貸付にしても、行政としてチェック機関のあまりにも議会と同じですが、チェックができていなかった。間伐についても。そうしたあまりにもずさんな業務の執行があったためにこういう問題が起こっているんですよ。ただ起こるだけではなくて。行政の、また我々議会のチェック機能については、もう一度やはりこのあたりで反省しましてですね、点検をしなければいけない時期が来ているんじゃないかと思います。1点お聞きしたいのは、この裁判が終わって、万一、町側の責任が判定されたら、この弁護士費用は関係する職員及び議会が応分に責任を取ろうではないか、取るべきでないかと思うんですが、どうでしょうか町長。これは、損害については町長が個人的にということがありました。裁判費用については、町費用でまかなうということについては、もう移行しなければいけないのではないかと。そうしなければ、高い給料、報酬を受け、行政業務を付託された住民さんに対して申し開きができない、その返還金を困窮住民さんに回そうではないか。その責任は十分にあると考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えいたします。この訴訟費用はですね、地方自治法が改正されまして、公費で賄うということになっておりますので、ご提言の件につきましてはですね、道徳上といいますが、そういったことにもなってくるのではないかなと思いますけれども、和解金については幹部職員が払ったというような事案もございますので、事案事案について検討して参りたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

3つ目の質疑させていただきます。電気自動車の充電電気料24万円についてお聞きしたいと思います。電気自動車充電器設置を提案した張本人としてもですね、無料充電ということは知りませんでした。申し訳ありません。この電気料は、当初予算にも同額計上されていて、今回で計48万円の支出になります。企業からの維持管理補助金63万1千円が下りておりますけれども、電話料21万6千円、保険保守料17万円を加えると86万6千円の支出になっております。もうすでに補助金をオーバーしているんですけれども。聞きますと、5月4台、6月8台、7月17台で、計29台の利用があったと聞いております。月平均4万円位の電気料金になっていると、それも聞いております。つまり、1台あたりの充電電気料は4千円を超すことになります。今後、8年間は企業からの負担金で助成されますが、ある程度一部ですね、これからさらに利用が増えたと町負担はさらに増大します。少額でも利用料をいただくことはできないのか。故障などのメンテナンス費用も町負担か。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

大坪総務課長補佐。

総務課長補佐

(大坪 靖幸総務課長補佐)

田島議員の質疑にお答えします。電気自動車急速充電器につきましては、利用実績としまして、5月に4台、6月は6台、7月は17台となっております。使用した電気料、基本料金は除きます。電話料及び保守メンテナンス料は助成対象になっており、それ以外の利用料としての助成はありません。なお、故障した場合の費用は対象外でございます。以上です。(自席より、対象外という事は町負担かと発言あり)そうです。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

一番大事な答弁が抜けておりましたが。今後、有償化できないかと、

一部でもね。そういうことを重ねてお聞きしておきますが、27台と2台少なかったです。ということは、4千円以上になるということですが、こういうことが今後、どんどん車の利用台数が増えていくとさらに増大すると思いますので、この点、もし答弁ができればお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)
大坪総務課長補佐。

総務課長補佐

(大坪 靖幸総務課長補佐)
田島議員にお答えいたします。助成期間は8年間ございまして、期間満了までに電気自動車及び充電器の普及状況を判断しながら、充電器の利用料の徴収については検討していきたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
他に質疑はありませんか。
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
今、検討という言葉が出ましたが、これは一般質問の方でもさせていただきますけれども、検討ということですので、検討を是非お願いしたい、そして検討結果をお聞かせ願いたいと思います。
中町の集会所エアコン改修工事費300万円について、確認といたしますか、させていただきたい。7基の交換と聞いておりますが、あまりにも高額なために説明を求めたいと思います。これが4番目です。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)
それでは、田島議員の質疑にお答えいたします。4の、中町集会所のエアコンにつきましては、一体型エアコンで、室内の天井型のエアコン7台分でございます。この金額は、見積もりが補正予算に間に合わず、概算計上したものでございます。この集会所は日常の利用はもちろん、2

回に集会所があること、それと避難区域を考慮した場合、台風時の避難場所として頻繁に利用しております。が、エアコンがないと風通しが悪く、大変蒸し暑い状態となっております。今後も台風が接近する恐れがあり、早急に対処、対応するために計上させていただいたものでございます。予算が余った場合、少額であれば不要額とし、100万円以上であれば今後の補正で減額措置をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

小さい質疑になって申し訳ない。ただ1点、どうしてこういう質疑をしたかと言いますとですね、これは監査の方からの意見書にありましたが、あまりにも不要額が多すぎると、もう少ししっかりとした予算を組めという意見書が出ておりました。そして、担当課長から説明がありませんでしたが、個人的に聞いた時には300万円ですけれども、半額位に下がるのではないかと、こういう説明があったんですよ。そういうふうだったものだから、もう少ししっかりとした予算を組んで下さいと、こういうことを今後の反省点にさせていただく為に質疑させていただきました。以上です。

5番目の質疑に入ります。地域活性化プラン補助金500万円の追加についてお聞きしたいと思います。この補助金は、今回分で合計1600万円になりましたね。これまでに補助した各事業及び実績をお聞かせ願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。地域活性化プラン補助金の今回の補正は、8月末現在で8件が交付決定されており、交付決定額は累計で789万3千円となっております。今後、交付決定予定の2件分を合わせて146万円を合算しますと、935万3千円となり、予算残高は164万7千円となりますので、今後の申請に対して予定額を500万円と見

込んで計上しています。

なお、事業内容及び実績については、参考資料として補助金の一覧表を配布していますので、ご参照下さい。以上です、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今回、商工関係の補助金が3事業、色々な事業が計上されて、手厚い商工事業の振興に補助されております。それはそれで私は嬉しいといえますか、喜ばしいことだと思っておりますけれども、ただ、1つお聞きしたいのが、こういう事業に対して補助金を出していきますね、今まではほとんどが出しっぱなしといえますか、その後の把握といえますか、検査といえますか、そういうのが行われていなかったと思うんですが、こういう公金を補助する以上はその事業が補助した事業の目的に沿ってやられたかどうか、それから初期の目的を達成しているかどうか、そういうこともやはりこれは何年間か2、3位年に渡ってはするべきやないかと思うんですが、課長の考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、言いにくいといえますか、こうした活性化支援は長い目で見なくてはいけないという考えも持っております。1年単位で成功とか不成功とかいう判断はできないと思うんですよ。そういう意味からも立ち上げ時の補助だけではなくて、それ以降のですね、2年なるか3年なるか財政問題にもよりますが、継続して支援をしていくと大きな金額やなくても構いませんが、そういうことも今後、考えていくべきじゃないかなとおもったりするが、もしよろしければ答弁を願いたい。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の再問にお答えいたします。事業効果や事業内容の調査についてはですね、事業内容について効果が現れたり現れなかったりという部分がありますので、今後調査するかどうかというのは検討していきたいと思っております。また、継続をしてということなんですが、予算の

範囲で継続をしていきたいと考えております。以上です。よろしくお願ひ
します。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

産建課長の答弁のとおりでございますが、商工持続発展の方はです
ね、要綱は5年間としております。活性化プランの方は年度は切ってお
りませんけれども、県の方はですね、単年度単年度で要綱を更新してい
くというふうになっております。限度額を設定しておりますので、できるだ
けですね、多くの方に利用していただきたいというふうに考えております
が、なかなか財政状況もありますので、今回の補正でございますね、今年度は
限度額いっぱいかなというふうに思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
他に質疑はありませんか。
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

もうちょっとですので、ご辛抱お願いします。6番目の、高齢者の生活
支援臨時給付金1260万円の支給対象の変更についてということで、
お聞きしたいと思います。この臨時給付金の支給は、3年ごとに見直さ
れます介護保険料が、本年度に大幅増額見直しされました。その急激
な増額の緩和と弱者救済を目的に、当初予算において65歳以上の住
民1260人全員に1万円が臨時給付されました。そして今回、2度目の
給付金として前回同様、全住民に一律1万円支給すると、こういう事業
でございます。一面喜ばしいことではあります。それは良かったことだ
と思えますが、所得が年間80万円以下ですね、例えば生活が厳しい
方にですね、例えば月いくらかというか、1万円以上にですね、支給して
あげられないかなという質疑なんですけれどもね、お聞きします。要す
るに、全額全員に一律1万円ではなくて、例えば月に4万円や5万円で生
活しているような弱者の方にね、この一律の中から、高額の所得を得て
いる方から半分位、せめて5千円位を削減させていただいて、その分を
こういう弱者の方に回してもらうような事はできないかという質疑であり

ます。こういう、特に厳しい低所得の生活に、温かい行政の支援の手を差し伸べてあげることができないかという質疑でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

田島議員の質疑にお答えいたします。平成27年度の介護保険料は、非課税世帯で本人の年金収入が80万円以下の方を見ますと、前年度と比較しまして年額で9千円あまり増額となっております。次に、住民税が課税されている世帯で、本人が非課税かつ本人の年金収入が80万円を超えている方につきましては、年額で2万6千円あまりの増額となっております。このように、世帯の状況や収入の多い方等につきましては、介護保険料もより上がり幅が大きくなっておりますので、収入の多い方も苦しいのは同様かと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

この件は一般質問でも出ておりますので、要望につきましてはそちらの方でお答えしたいというふうに思っております。今回の補正額は、当初予算で1万円分を介護保険料の引き上げ緩和策として、計上させていただいております。が、なかなかですね、色々厳しいようなご意見もいただいておりますので、今般の補正で後期分というかたちとしてですね、65歳以上の方を対象としております。介護保険は先ほどの課長答弁のとおり、低所得者の方は法的にもですね、軽減措置もございます。が、高所得者の方はですね、大きな負担増となっているという状況にもございます。こういうことから、今回は一律という判断をさせていただいております。財政的に許せる範囲でですね、介護保険料の時期見直しまで、できれば3年間は続けていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

7つ目です。商工持続発展支援事業補助金1千万円の補助内容について、お聞きしたいと思います。商工持続補助金は、26年度繰越分750万円と、本年度当初予算で750万円の、計1500万円計上しました。そして、今回分1千万円を加えますと、計2500万円投入することになります。前期補助金は商店の従業員給料の増額とか、商工の共同連携事業、設備投資事業、あるいは買い物弱者対策としての移動販売車の購入でしたか、いう事が補助対象になっておりましたね。そこでお聞きしますが、今言った4点について、それぞれどれだけの金額が補助されていたのか。その4点についてお聞きしたいと思います。

それから、買い物弱者対策として予算が計上されておりますけれども、今回は前回よりも多くなっておりますが、今さっき言った4項目についてはトータルで結構です。今まで2500万の全部のトータルで、予定もあると思いますが、分かっている範囲で4件についてお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。商工持続発展支援事業補助金の今回の補正はですね、8月末現在で16件が交付決定されており、交付決定額は累計で1361万1千円となっております。交付決定予定の3件、456万3千円を合算しますと、1973万8千円となり、すでに予算1500万円をオーバーしていますので、その不足分とこれ以外に問い合わせが数件ありますので、今後の申請予定を見込んで補正額を計上しています。事業別の予算配分については、特に決めてはおりません。これまでの実績についてはですね、参考資料として配付しております、補助金の一覧表を見ていただきたいと思います。ほとんどが設備改善事業費になっています。以上です。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

我々はですね、この4項目という計画が出たもので賛成したんですよ。ところが今、答弁では設備投資にほとんどいっていると。そういうことであれば、あとの3つについてはどうなっているんですか。従業員給料、あるいは連携事業、あるいは買い物弱者についての費用というのは、計画というのはどうなったんでしょうか。これは1点先にお聞かせ願いたいと思います。それから、どうしてうちはこの従業員給料について特に質疑しているかという、今、臨時職員さんとかね、そういう人達が非常に安い賃金で頑張っておられて、生活が厳しい状態になっております。商店の従業員さんがどうかということとはちょっと私にも分かりませんが、その東洋町の商店の従業員さんに特定して応援するということですので、何らかの事情があったと思いますが、要するに町長は、現在800円の時給を200円位上げて千円位にしたいと、こういう答弁がありました。そういうことで、うちはこの従業員給料をまずこれをそこまで上げてくれるんじゃないかと。それがずっと波動して、東洋町の全従業員といえますか、産業、商業以外のものにもずっとそういう支援してもらえたらなという気持ちでこの質問をしたんですがね。こうなったら後の質問ができなくなりましたね。1点しかない、設備投資しかできていないということであれば。できればそのですね、対象商店の数とか人数とか商工会に非加入のところも全部やるのかとか、そういうことも全部聞こうと思ったんですが、それはやっていないということは、今後はどうしますか。課長からお聞きしたいと思います。この、従業員給料についての支援は今後、やりますか、やりませんか、お聞かせ願いたい。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の再問にお答えいたします。交付内容は、以前から町長の方で説明のあったとおり変わっておりません。4項目共同連携、設備投資、建設、買い物弱者の関係等がありますので、申請がただですね、そういう設備改善の申請しかなかったということだけです。その他の内容については申請が上がって来なかったという事です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

これは申請があがって来なかったと、これは商工会とタイアップしたうえでの事業計画じゃなかったんですか。違う。町が独自でこういうことをしていこうということやったんですか。けれどそういうね、やはりしっかりとしたニーズというのを掴んでおかなければこういうことになるんですよ。連携事業、それから買い物弱者対象の移動販売自動車の購入も頓挫していると聞いておりますが、こういうずさんな計画はぜひやめていただきたいと思います。

9番目の質疑に入ります。8番目、抜かせてもらいます。あとで怒られます。空き家改修促進事業補助金1600万円について、調査費用300万円、設計管理費200万円、計2100万円についてお聞きしたいと思います。聞きますと、説明ではこの事業は、移住促進のために古民家の耐震補強と改修を行って、貸し付けるとこういうものであります。前回3戸分で約2650万円計上し、今回は2戸分、計2100万円、だいぶ多額になるんですが、それぞれ今回の2件分というのは、場所はどこなのか説明願いたいと思います。それから2つ目に、今、全国的に各県で、高齢者移住の問題点が議論されておりますね。年齢制限や家族構成なども入居条件になるのか。Uターン者はいけるのか。また町の説明では、できれば若い家族持ちの移住者を希望していると、こう聞いておりますが、その人たちが働く場の確保や支援などは、町として、受け入れ側として、どのように対応していくのかお聞かせ願いたいと思います。それから、万一、移住資格者といえますか、そういう申し込みがない場合には、このまま空き家で置くということにはならないと思いますが、そういう場合は地元の人を入居させてあげるのかどうか、その点もお聞かせ願いたいと思います。以上2点、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えいたします。まず、今回の2戸分の場所ということですがけれども、まだ対象物件は決まっておりません、現在。それと、貸し

出しの要件、資格というお話があったんですけれども、貸し出す際には当然、要綱などが必要でありますけれども、まだそこまで至っておりませんので、要綱をこれから作ろうとなっております。受け入れ体勢を行うのかということですが、以前、20件あまり問い合わせがあったとお答えしたと思いますけれども、そういうこともあり、今のところこの事業を担当している部署としては、受け入れ体勢のところは考えておりません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

泥棒を捕まえて、それから縄を編むというような、そういう後手後手の対応に聞こえます。要綱にしたってこれは、前回の去年の分がそのまま使えるもんじゃないんでしょうかね。それから、こういう事業を使って、高いお金を何千万円も使って来てもらうんですから、その人達にここに定住してもらわなければいけないんですよ。ところが、なかなかそれが難しい状況にあります。1つの、よその事例を見ますと、神山町のように、特定して何かをしたい人に特定して来てもらっているというような事例もあるようです。今後、そういうこともひっくるめてですね、考えてもらいたいと思います。これは要望しておいて、最後の質問に入ります。

空き家改修助成事業として8戸分200万円が出ておりますね。先ほどの空き家改修促進のように、1個に700万円も、800万円もというお金をつぎ込んでいきながら、なかなかそれが資格とか色々あって難しいと要件があって、そういうことでなくて、この事業はですね、町内にある古民家に対して貸し出しをしたいという希望者が申請すれば、1件につき25万円限度で改修費用が出るという事業でございますが、どうでしょう、今年度今日までで構いませんが、どれくらいの需要といたしますか、要請がありましたか。まずお聞きしておきたいと思います。それから、こういう事業ですね、もっともっと活用して、そして東洋町の古民家、あるいは倒れかかった家、そういう避難路に通じた防災上から危険な家屋、そういうものに対象して、もっとこの事業でそういう対応をしたらどうか。そのためにできれば金額の増額も町長、できないでしょうか。お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)
田島議員にお答えをいたします。25万円ということにつきましては、確かに額が少ないというお話も耳にすることもありますけれども、元々個人の財産であり、家賃収入も個人に帰属することを考えた場合、この金額を増やしていくという事は、現在のところは考えておりません。それと、通告にはなかった何軒かということですが、資料を今持ち合わせておりませんので、とりあえずまた後ほどでもお答えしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
当初は、個人の財産の扱いをどこまで行政が公費を掛けるのかという議論もあったわけですが、最近はですね、色んな見直しがされまして、だんだんと緩やかになってきております。このためもございまして、全国的にも補助の要望額も多くなってきていると聞いております。国の予算配分のこともございますけれども、国、県の補助要件も毎年緩やかになってきているという見直しの中で、町としてもですね、積極的に要望額を増やしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
今、町長の言われた要望額というのは、1件についての金額を増やすということでしょうか。水回りの、議長はそういう関係業者でありますからよく分かりますが、例えば1軒の家でもね、雨漏りくらいやったら簡単に直りますが、水回り、風呂とか炊事場とか、そういうのは大変お金がかかるんですね。もし、何やったらもう少し安ければ自分も直して、提供して借りていただきたいという人も多数おりますが、こういう人に援

助することによって、その家が守られて、老朽住宅の除却とか、避難路の除却なんかにもそういうことに使う費用よりもね、こちらの方が町のためにも、また本人のためにも、移住してくる方のためにも良いという考えを持っております。もし今後、こういう考えがあればよろしくお願ひしたい。答弁があればお聞きしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

私からの2つ目の質疑といたしましては、議案第41号、平成27年度一般会計補正予算、教育費、野根中学校大規模改造工事、アスベスト工事についてでございます。執行部は、平成27年度一般会計補正予算、野根中学校の大規模改修工事、アスベスト対策工事に計3258万3千円の補正予算を計上しております。野根中学校の体育館のアスベストにつきましては、これまで毎年21万円ほどでアスベスト浮遊量調査を行い、一定の安全基準内ではあったものの、学校関係者や総務民生教育常任委員会から執行部に対しまして、厳しい財政状況ではあるものの、抜本的な対策が望まれて参りました。今回の工事施工にあたって、次の4点についてお聞きします。1つ目、工事期間と期間中の、生徒の教育活動の代替え場所についてでございます。2つ目、工事の施工法と、工事中のアスベスト飛散防止対策についてでございます。3つ目、この工事で、アスベストは完全に除去できるかどうかについてでございます。4つ目、今回の工事は、高所作業となると思われますが、同時に行えば効率的な補修等の必要な箇所はないかどうかお聞きします。よろしくお願ひします。

議長

(今宮 裕明議長)

藤村教育次長。

教育次長

(藤村 明美智教育次長)

それでは、福島議員の質疑についてお答えします。野根中学校大規模改造、アスベスト対策工事についてですが、工事期間等についてです。工事期間ですが、約3ヶ月程度かかると聞いておりますので、平成

28年末頃までにですね、完成させたいと考えております。場所については、野根小学校と協議をしまして、野根小学校の体育館を使用させてもらう予定です。2番の工法等についてですが、ビニールシートで密閉養生を行い、アスベスト飛散防止抑制剤を散布し、飛散しないように対策をします。撤去方法については、密封された中で作業員がケレン棒を使ってかき落とします。このような施行方法を適正に行うために、設計会社に委託します。③のアスベストの除去ですが、除去できるものと考えております。4番について、同時に行えばということですが、体育館内の照明等が考えられます。以上です。よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)
今、答弁の中で4番の効率的な補修等ということで、電灯ということがありましたが、今回の補修工事の中で電灯は替えるんですか。

議長 (今宮 裕明議長)
藤村教育次長。

教育次長 (藤村 明美智教育次長)
福島議員の再問にお答えします。平成24年のですね、12月頃に、体育館の照明は大体替えておりますので、また切れたらこの時に修理したいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)
明確な答弁、ありがとうございました。飛散防止についても十分配慮をいただいているということで、安全な工事の施工をお願いし、私の質疑をこれで終わります。ありがとうございました。

議長 (今宮 裕明議長)
他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認

めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第41号、平成27年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成:7反対:1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第42号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第42号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成:8反対:0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第43号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第43号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成:8反対:0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第44号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第44号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成:8反対:0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第45号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第45号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成:8反対:0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成27年9月25日、田野町ふれあいセンターにおいて安芸郡町村議会議員等研修会、並びに、平成27年10月23日、徳島市グランヴィリオホテルにおいて第56回四国地区町村議会議長会研修会に、それぞれ議員派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第19、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。再開は10時40分です。
(休憩時間:11時35分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
(再開時間:13時15分)

日程第20、一般質問を行います。
質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。また、反問権について、執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。質問の通告が4名ありました。それでは順次、これを許します。

初めに、平山照生君、件名は、8月30日実施の津波避難訓練等について、他1件であります。答弁者は町長他となっております。

平山照生君、質問を始めて下さい。

2番議員

(平山 照生議員)

それでは、質問を始めます。1件目は、8月30日実施の津波避難訓練等についてです。

町は、8月30日に津波避難訓練等を実施するというチラシを配布しました。チラシによると、午前8時に緊急地震速報とエリアメールで訓練開始の合図を送るとのことでした。しかし、合図は8時に送られませんでした。当日、私は、野根浦地区の避難タワーにいましたが、合図が私に届いたのはサイレンが8時10分頃、メールが8時21分でした。現地には、警察、野根駐在員、野根消防団の方々、車いすで来られた方もおられました。消防団の方はデータを取る準備もしておりましたが、サイレンが鳴らなかったため、できなくなりました。事前のチラシの配布、サイレンでの通知を行い当日に備えたのに、すべてが灰燼に帰しました。これは町の大失態であると考えます。

そこで質問します。開始の合図が8時に発信できなかった理由はどうしてですか。

2番に、集合場所で指揮監督を行う者、町の関係者ですが、おりませ

んでした。そのため、集合した後、何をしたらいいのかわからず、右往左往しながら集まった人々が勝手に解散をしました。こういう場合、訓練とはいえ、実際もそうですが、どうしてその場で指揮をする人を置かなかったのですか。

3番に、今回の失態を町民にどう説明し、担当部署はどのように反省をされたのでしょうか。このサイレンの鳴らなかったことについての町というか、関係者、担当というか、町民に対しての説明があったとは思わなかったのですが、以上3点をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、平山議員のご質問にお答えいたします。

1の発信できなかったことにつきましては、事前に、放送、これは全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートといいますが、及びエリアメールが発信できるよう複数人のもと設定をしておりましたが、Jアラートに関しては、結果的に設定不足によるものでございました。ここで、この場をお借りして、住民の皆様方にお詫びを申し上げます。この放送設定には、複数設定しなければならない項目があるのですが、そのうちの2項目の設定がなされていなかったためです。現在は、設定マニュアルを作成しており、また、避難訓練の実施要領を作成中でありますので、今後、そのようなことがないように注意いたします。また、エリアメールに関しては、県のシステムにおいて事前に設定し、その時間になれば発信することになっておりますが、今回、県下で発信が遅れた状況となりました。現在、県が調査中でございます。判明次第ご説明いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2の指示につきましては、訓練終了の放送をいたしました。住民に十分に浸透しておりませんでした。お詫び申し上げます。今後は、訓練参加チラシなどで詳細に周知して参ります。また、職員の配置ということでもございましたが、今回の防災避難訓練では、主要な避難場所には職員を置いておまして、すべて職員が配置できなかったものから、そのようなことになってしまいました。またその辺につきましても、チラシで十分周知して参ります。

3の説明につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。この

場をお借りして重ねてお詫び申し上げます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

次回からは形だけの訓練ではなく、実のある訓練を実施されることを期待します。

次にいきます。職員に対する接遇教育の実施、総合受付窓口の設置についてです。役場の庁舎には多くの方々が訪れます。この時に職員の対応次第では、もめごとに発展することもあります。そこで、次の質問をします。接客業務の多い企業とか銀行、百貨店、官庁などは接遇教育に力を入れております。東洋町でも接遇教育を行い、訪庁者が感じの良い対応であると感じられるような庁舎にするべきであると考えます。2番に、役場本庁では部署ごとに窓口がありますが、普段仕事をされておる方や関係する人は分かりますが、たまに本庁を訪れる人とか、よそから来た人には、どこへ行って良いのやら戸惑います。

そこで、窓口を1つにして、総合窓口を設置するようにします。そして、その傍らに対応用の場所を設置し、総合窓口の職員が係の対応場所へ案内するように窓口を変更します。そうすることで、本町を訪れた人は、どの部署に行つて良いのか戸惑うこともなく、たらい回しをされたと思わなくなり、感じの良い対応へと改善されると思います。以上2点の質問に答えをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

1の接遇教育につきましては、新採職員は初任者研修を受け、その研修内容の中に、電話対応などの研修を受けております。また、過去には、町で同様の研修を実施しましたが、今後においてはそのような研修を実施して参り、その都度、指導して改善して参ります。2の窓口、受付につきましては総務課に受付の表示をしており、また、玄関には住民がよく利用する窓口の案内看板を設置しておりますが、またよくわかるよう改善して参りますのでよろしくお願いします。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

平山照生君の質問が終わりました。

続いて、田島毅三夫君の質問を許します。件名は、生活弱者への支援策の提言について、ほか4件であります。答弁者は、町長及び担当課長となっております。

田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1つ目の質問に入らせてもらいます。生活弱者への支援策についてということでございます。現在、町内にはですね、65歳以上の方が1225人いると聞いております。高齢化率は、10年前と比較したら10パーセント以上伸びて、45パーセントにもなっています。そのうち、国民年金のみの受給者が約450人。収入は増えないのに、税や施設利用料、物価の値上がりは食料品を筆頭に大きい物は4割も値上がりしていると、こう聞いております。町を回っていきますと、この夏の猛暑の中、クーラーもつけずに辛抱した人や、1割の医療費も節約している人、生きるのが精一杯で何の楽しみもないという人の声がたくさん聞こえてきます。いくら町が活性化されても、高齢者が困窮しては真の発展とはいえないと思います。福祉に力を入れるという町長に、例えば75歳以上、人数はちょっと分かりませんが、で、80万円以下位の所得の人を対象にですね、せめて月1人5千円位の金的、もしくは物品支給、あるいは町公的施設の利用料金の免除や軽減などの生活支援を行い、苦しい老後に少しでも行政の手を差し伸べてあげようではないかという質問でございます。町長よりお答えを願いたいと思います。以上です。1つ目です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員の一般質問にお答えいたします。先にですね、町の言い訳ではございませんけれども、財政的な決算のことについて少し触れたいと思います。平成26年度ですね、特別会計を除きまして、一般会計だけでの様々な福祉施策の民生費決算額は、5億8千万円となっております。消防関係、防災関係予算の決算額は、4億2千万円となっております。

まして、民生費は大きく上回っているところでございます。平成27年度の介護、後期高齢、国民健康保険の特別会計を除いてもですね、単純に一般会計だけを見ましても、現時点でも町防災予算額は3億6千万、建設事業などの投資的経費に振り向けている額は、5億6千万円となっております。福祉施策の経費であります、民生費の予算額は、現在7億2千万円となっております。このようにですね、民生に占める経費は、毎年様々な福祉施策を含めまして、合成比率から見ましても、他の款項目の予算に対して突出した決算や予算を費やしてきている現状であることでもご理解願いたいところでありまして。国もですね、社会保障費の膨張に消費税増税議論がなされているところでございます。本町の多くの施策の中で、介護保険料対策でありますとか、国保会計への毎年の赤字補てんの状況にもあるわけでございます。ご提言の件につきましては、気持ちとしては理解できるところもある訳でございますけれども、判断基準でありますとか、線引きはですね、公平性を維持して特定することの困難さが伴うというふうに考えております。さらに、扶養義務との関係もございまして。様々な要件をですね、配慮していかなければならないというふうに思っておりますし、直ちに実現することは難しいというふうに思っております。生活保護制度もある中でですね、一律支給というのは町の財政的にも困難に思われるわけでございます。補正予算に今般、計上させていただきました介護保険の緩和策として、65歳以上の方への、今年度は2万円についてはですね、3年間は継続したいというふうに、午前中の質疑でもお答えしましたけれども、その予算内でのですね、配分あるいは支給基準、事務的なことも含めまして、改めて来年度予算に向けて検討はさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長から、いつもながらの返事をいただきました。これは、東洋町だけの問題ではないんです。全国すべてがそういう中で、その町々がどうやっていくかということに、頭を砕いて対応しているわけでございます。予算が無ければ節約をせよと、いらぬ財政支出を抑えよというのが私の考えでございます。そういう中でね、仮に200人の対象者がいたとして

も、1人あたり6万円とすれば1200万円いります。農業委員会のですね、色んな問題もありましたが、日当とかそういうものを減らすとか、特別職報酬を10パーセント、職員の給料及び議員報酬を5パーセント、職員勤勉手当の50パーセント削減、寄付金や真水製造器等の購入費など、不要事業の廃止や福祉バスへの県補助金、これは県も中山間の地域生活支援総合補助金というのがありますが、こういうものを導入することによって半減させていくと、こういうこと、あるいはまた、除草剤などを使って町道の管理を安くしていくとか、そういうものをですね、やって節減をして、そのお金を回していきませんかということは今まで言ってきました。もうひとつは、住民さんからとって非常に苦情があるのは、言いにくい話でございますが、住民が生活困窮して苦しんでいるのに、その公僕が高給を得てですね、それに甘んじていると。先ほどの議員の質問にありましたが、職員さんの服務姿勢にもありましたが、そういうことを許されないと、住民が苦しいときは職員も共に苦しんで、住民が楽になれば共に楽にしていこうと、こういう声が聞こえております。そういう意味からも、どうです町長、こういう経費の節減をして、また、職員、議員それぞれがまた自腹を切ってもですね、こういう方達に支援をしていくという考えはございませんでしょうか。お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
経費節減といえますかね、そういうようなご提言でございますけれども、できるだけですね、経常経費は節減していくという方向でやってきております。が、どうしても必要なものは必要でございます。それと、人件費の問題につきましてもですね、ご指摘のようなこともあろうかと思えますけれども、過去にも何度もお答えもしてきておりますけれども、やはり全体的なことを考えながら、本町だけが国家の公務員としてですね、特別に安く設定していくというようなことには、なかなかならないのではないかなというふうに思っております。これは、法制度の中で守られている権利ということもございますので、一律にですね、そのようなご提言の件につきましては、今の段階ではなかなか難しいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思えます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今朝の質疑の中でも言いましたが、要援護者の避難介助なんかもそうなんですよ。ああいう無駄金が年間200万円もいってるんですよ。町長は6月議会でこう言いましたね。職員さんに対する苦情については、そういう苦情はよく承知していますと。職員には何回も言っているが、浸透しない。言うのもしんどい。研修に行かせてもやる者とやらない者がいるなどとですね、職員の服務姿勢の悪さにはさじを投げたような答弁がありました。そんな職員に勤勉手当など出す必要がないと思いますが、どうでしょうか町長。勤勉手当の査定基準を見直してですね、この2705万円あるという勤勉手当をですね、半額位にしたらどうでしょうか。その分をそういう弱者に回していただきたいが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

服務姿勢といいますかね、そういったことに対しましては、色々ご指摘のことが多々あるわけございまして、公務員としての自覚といいますか、そういったことになかなかですね、徹底されてないと、職員各自の気配りといいますか、機転の利く職員であって欲しいというような事は度々申し上げてきたわけございましてけれども、その自覚といいますか、なかなか不十分であるというふうに認めざるを得ないというふうにも思っております。6月議会で申し上げましたように、当然、勤勉手当のですね、査定につきましては厳しくやっていくという方針は6月議会でも申し上げておりますので、このことについて、この放送を聞いている職員も自覚していただきたいというふうに思っております。その部分を福祉に回せというご提言でございますけれども、直ちにそのような考えは、今のところは持っておりません。よろしく願います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういうね、服務姿勢等については賞罰をしっかりと、はっきりとさせていたいただきたいと思ってお願いしておきます。2つ目の質問に入ります。住民苦情と職員の服務姿勢の改善についてということでお聞きしたいと思います。平山議員の質問と重複するところもありますが。

1つ目に、住民意見と回答を庁舎掲示板に公開したらどうかという提案でございます。行政への不信や疑問点は、渦巻いていおります。そうした住民意見や苦情、逆に行政評価や職員へのお褒めなども含めてですね、行政全般に渡る住民意見ですね、そういうものを行政ポストへ投函してもらい、そして、その投書内容が事実かどうかを確認の上、事実であれば謝罪と再発防止策を明らかにしていくと、事実でなければその旨を庁舎内入り口かロビーに掲示するように提案するがどうでしょうか。まず、住民氏名は除きますが、行政側は職責、氏名も公開し、試験的に半年くらいやってみたらどうでしょうか。つまり、住民さんからの苦情に対して、そしてそれを全部公開してから対応していくと、こういうことでございます。お考えを聞きたいと思います。

2つ目に、録音機の活用についてということでお聞きしたいと思います。言った言わないのトラブルは本当に多ございます。あちこち回る中でもそういう苦情をいっぱい聞いております。事実、私自身もそういうことをいっぱい体験しております。このトラブルはですね、行政業務上の最大の問題になっております。行政及び職員への住民不信の解消の為にも、電話に録音機を付けて、住民からの重要な話については、録音させてもらって良いかと確認のうえ録音し、また、住民からこの話は録音してくれと依頼があったときに限って録音するようにはどうでしょうか。また、庁舎外での重要な約束や話し合いのときも同様、互いの了解のもとに録音するように求めたい。これによって、後日揉める予防となりますし、また、行政と住民の相互信頼を勝ち得て、明るい町づくりと職員成長のためにも、ぜひ、実施していただきたいがどうでしょうか。考えを聞きたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

光本副町長。

副町長

(光本 速雄副町長)

それでは、田島議員の質問にお答えをします。職員の窓口業務や電話対応につきましては、ご指摘のとおり住民の方から苦情をいただく場合もございます。職員の管理指導、また、研修等を実施しまして、改善したいと考えております。また、事案によってはすぐできることや予算の伴う事、また、上司に相談しなければならないこと等があり、研修をして対応したいと考えております。上司への報告、連絡、相談等の徹底が大事と考えております。また、行政ポストの件でございますが、本庁行きのポストが町内に9箇所ございます。ご指摘のとおり住民の意見、苦情、要望等をポストに投函していただけるかと考えおります。住民の意見等を検討していきたいと思っております。

録音機の活用につきましては、現在、住民からの会話につきましては、録音は考えておりません。重要な案件につきましては、電話対応では職員1名と住民1名との話になります。後でトラブルになる可能性がありますので、できるだけ複数の職員で面会対応するように職員に指導していきたいと考えております。このことにつきましても、上司への報告、連絡、相談等の徹底が大事と考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

私は、そういう答弁をこの20年間ずっと聞いてきました、あなたたちから。その都度、検討するとか、改善するとかそういう話をずっと聞いてきたんです。ところが、未だにひとつも改善されていないんです。だからこう言っているんです。だからこういう改善策を出して、やっていきませんか。先ほどの答弁の中に掲示板の公開というのが抜けていましたが、もう一度聞きます。今言った話をそこに公開して下さい。職員さんが2人で行く、相手の住民さんは1人。2対1。どちらが勝つんですか。1対1でもあなた達が勝つのに。そして、最終的には言った言わんのことに持ち込んで、それで一件落着としてしまう。こういうやり方があなた達ずっと続いているんですよ。これではいかんから、私がテープを取ろう、公開しようと言っているんです。もう一度答弁お願いしたいと思えます。こうしたことをね、提案したくないんですよ。しかしながら、職員の服務姿勢、空気は乱れきっているんです。もうすでに、今現在。例えば、検討するという言葉が今出ましたが、このひとつ言葉にとっても、職員はで

すね、検討と言えられないということだと、こう嘘吹いているくらいなんですから。非は認めない、認めるなど。こういうことではね、絶対に行政の中は良くなる。これほどの無責任はない。広辞苑にはこう書いてありますね。この、検討とは何か。詳しく調べて当否を考えると、こうなっております。ただ、言いつ放しではいけないんです。それで詳しく調べて当否を考え、それを報告していくと。これで検討したということになるんですよね。提案ですが、本町においては職員が検討すると言えば、必ず真剣な検討、例えば課内や関係課内や関係機関、県、国などにも聞き合わせるくらいの努力を行ったうえで、その結果を必ず報告すると、住民さんに。そういう職務規程を作れと提案したいが、どうでしょうか。これはもう、町長、ひとつ答弁お願いしたいと思います。そして万一、違反すれば、勤勉手当の査定の対象にするくらいの責任を持って提案したい。先程言いましたがね。それから、住民意見の掲示板公開と録音は、これはぜひ、本当に真剣な検討をお願いしたいと思います。以上、3項目、4項目ですか、再問させてもらいました。

議長

(今宮 裕明議長)

光本副町長。

副町長

(光本 速雄副町長)

再問にお答えします。行政側の職責、氏名の公開につきましては、職員が懲戒処分の対象となった場合につきましては、懲戒処分公表基準によりまして、その内容を検討してから公開をするようにしています。また、プライバシーとの関係もありますので、住民の意見、その回答の公表は慎重にしなければならないと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それができていないから、こういう質問をしているんですよ、提案をね。あなた達職員さんは、ほんまに勘違いしておるのではないかと疑っております。組合でも行政でも同じなんです。組織と名のつくものは、その構成員、組合でいえば組合員さん、行政でいえば住民さんですよ。その構成員さんがどうすれば幸せになれるか、そのためにあなた達は

高給をいただいてここに座っているんですよ。役場で職務しているんですよ。これがあなたたちは分かっていない。何ですか、これをする事によって何を困ることがあるんですか。何を守るんですか。住民さんのためにやるということが。どうしてできないんですか。こういうことを言ってだめな職員というのは、これは町長の責任ですよ、統括責任が出ますよ、こういうことは。町長と打ち合わせをしたうえで出てきましたが、町長も同じやとは思いませんけれども、ぜひ、こういう怠慢に対しては町長のほうからバチッと統制していただきたい。町長の考えを聞きたいと思いません。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
録音するという、住民との対話についてですね、それはですね、他町村でも例がないと思っておりますし、逆にですね、不信感を煽っていくというふうに思っておりますので、信頼関係構築のためには、できるだけそういった措置は取らない方が良いのではないかなというふうに思っております。ただですね、色んな形でですね、職員の電話対応、あるいは怠慢といいますかですね、連絡が遅いとかですね、色々そういった苦情も聞いております。そういったことにつきましては直接ですね、我々にも助言していただきたいし、その都度助言していただきたいし、今そのことの確認を取って、先ほどの答弁にもお答えいたしましたけれども、勤勉手当の査定基準に反映していきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。次の質問に移って下さい。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
町長ね、今産建課に1人職員さんがおりますが、この方は見事ですよ。頼んだらその場で自分が走って行って対応している。できるできないは別としてね。こういうことをやはり見習ってもらいたい。それから、民間会社の中でも今ほとんどという事はないが、半分以上ですかね、テープを取らせてもらいますというようなことを言って話をしているような所が

増えております。今後、行政もそのようにしていただきたいと思っております。

3つ目の質問に入ります。農業再生と農業再生協議会の役割についてということでお聞きしたいと思っております。過日、普及所のセンター所長と農業再生についての責任の在り方や方策について激論しました。大きな声で大分、電話でしたが、やりました。その中で、所長と私の考えの一致点はですね、町がリーダーシップを取らなければ東洋町の農業は再生できないと、こういうことでございます、1つは。それからまた、農業の一元化といいますか、今田んぼにしても柑橘にしても、あるいはハウスにしても。やはり今、個々に個人がやっているのをそれを一元化していかなければならない。そういうことで考えが一致しました。もう一点の合意はですね、東洋町の農業はあと5年で終わると、こういう意見でございます。私もそう思います。ではどうするか。私まあずっと機会がある度に訴えておりますけれども、やはり、今のような高齢化した農業者それぞれが、小さな田んぼや畑を1人1人が銘々持っているようなことでは、農機具代に取られてしまいます。何とかして一元化してですね、集約をしていく、営農していくと、こういうことにしなければならないと思っております。そこでですね、センター長との一致点の1つとして、町がリーダーシップを取ってそれを進めていくことはできないか、進めていただきたいと、こういう質問でございます。これは、町で現在行われているような有志篤農家によるですね、田畑を借り上げて集約するのではなくて、農地所有者が所有する農地や農機具、貯蔵庫などの施設をですね、農業施設を出資し合って共同経営するという案でございます。作業役務に出た人は、出た日数で給料をいただいて、それから、儲けた中からそれは配当を受けていくと、こういうシステムでございます。出務できない人や出資した農地や機械分として配当を得る方式であります。そうすれば、高齢化によって作業ができなくなってもですね、応分の収入が入るし、農地も廃園とならなくて済むのであります。そのための立ち上げや圃場整備、補助整備、再開発費用は国や県の補助を活用し、労力確保には新規就農者やふるさと応援隊制度など、若い力を取り入れれば十分に対応できると、こう私は考えております。国や県の補助金や助成金を最大限活用した一大プロジェクトを組んで、まず国、町が汗と泥にまみれてですね、集約の音頭を取っていただきたいと。私も農業委員として、また議員としてですね、全力で応援したいと思っておりますが、町長、腰を上げる考えはあるでしょうか。お聞きしたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答えいたします。まず、農業関係職員連絡協議会になりますが、これは安芸の農業振興センター、それとJA、町三者による、月一回の定例会を開催しています。その中で情報提供や共有をしている連絡会議となります。田島議員のご指摘のとおりですね、本町の農業は、高齢化に伴い、今後5年から10年経てば農業者が激減し、耕作放棄地が増えると危惧しています。これまでもですね、農業委員会では集落営農組織の視察や勉強会を過去には実施して参りましたが、その中で特に野根地区においては、個人が農地を大規模に集約しているケースが多く、作り方ややり方には個々の考え方もあって、その時点では集落営農組織を立ち上げるのが難しい状況でした。しかしながら、今後その方達が作れなくなったときには、その農地を集約して営農できる体制を考えておかなければならないと思っております。また、ポンカン園についても止める方が出てきておりますが、その背景には、高齢化によるものや担い手不足、さらには採算性の問題が大きな要因にもなっていると考えています。農業を取り巻く環境はTPPなどにより、さらに厳しくなると思いますが、それらを踏まえたうえで今後、本町の農業の在り方については農業者や関係機関等の意見を聞き、検討をしていかなければならないと考えています。私の方からは以上です。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

農業再生ということですが、議員指摘のですね、農地の集約化でありますとか、法人化への取組、法人傘下の農業という点ではですね、そのような時代の到来が避けて通れないというふうに認識もしております。そういった制度の変化の中でですね、当然に後継者対策も位置づけて考えていく必要を感じております。現在、高知県の農業公社のですね、農地中間管理機構の制度がございます。まだ制度として新しいためにですね、浸透できてないのか、普及がなされていない状況にあるわ

けです。この点もですね、なぜ普及しないのか、活用されないのか、本町の現状と合わないのか、まだですね、活用される時期となっていないのか、あるいは使い勝手の悪い制度であるのか、もう少し時間を掛けて、PRも含めてですね、分析していく必要があると考えております。平成30年度には農協組織も統一されます。農協の仕組みや利用方法についてもですね、その組織から脱退していく農業者も出てくるのではないかと想定もしていかなければならないと思っております。この公社の農地中間管理機構制度の利活用、その促進策を行政機関内の情報を共有しながら検討したいというふうに思っております。農地の利活用するための法人化、あるいは集約化に向けた自主的かつ具体的な取組がですね、先行するような組織、団体が現れればそのようなところから町の支援策を打ち出していきたいという考えは持っております。まだ具体的にはですね、そのような状況把握ができておりませんので、そのような取組が出てきたときに、町は支援策を考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長、そういうことですが、では、今言う取組にやりたいという団体が現れなかったらどうするんですか、止めるんですか。私は言っているのはそうじゃないんですよ。町が主導してそういう人を引っ張り込まんかと、そういうものを立ち上げていかんかと、その起爆剤となって町が動きましょと、こういう提案をしているんです。それが出てきたらと言うが、出てこなんたらどうするんですか。先ほど課長の方からありました、現在の野根地区の方の田んぼは色々まとめて5、6人ですか、6、7人ですか、おられますが、その方達も次第に高齢化しております。やがてということも考えられます。その時になってからでは間に合わんのですよ。だから私は今言うように、今の内から町が主導してから、もう全部にまとめていくというプロジェクトですね、立ち上げましょと。課長からも今後考えていきたい、検討したい、こういう話がありました。そういう話は聞き飽きております。どうですか、この議会が終わって次の議会までにひとつ、そういうプロジェクトを町内で立ち上げるという事はできませんか。こういう東洋町農業再生振興プロジェクトといいますか、そういうのを作って。

また視察に行っても良いと思いますよ、前進地へ。そういうこともひとつ考えてもらいたい。ほんで私が言っているのは理解されちよらん。もう一度再確認しときますが、今までのように課長の言ったように借りてやるという事ことはなくて、出資するんです、私の言っているのは。自分の持っている1反なら1反、1丁なら1丁、それを出資金の代わりに出資しておいて、農機具も一緒です、施設も一緒です。全部その持っている人がそれを出してお金に換算しても構いませんけれども、それを出資した中で1つにまとめていくと、そういうやり方です。そうすればですね、無駄がない。そして、そこで上がってきたお金はもちろん、出務した人はそのお金、日当をいただいて、余ってもうけた分は配当していく。こういうやり方をすればね、私はもしかすればというか、成功するんじゃないかと思えます。そういう音頭を取っていただきたいと思えます。もう一度答弁お願いします。やるかやらないか。(議席より、プロジェクトチームのことかと発言あり。)はい、はい。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先ほどの答弁の繰り返しになりますので、ご了承願いたいと思えますが、危機感はですね、持っております。ただ、ポンカン農家であるとか、確かに縮小してきております。ただ、色々話をお聞きしますとですね、中々後継者の問題だけではなくて、色んな、労働がきついというような、そういったところで農家に中々新規就農を含めて増えていかないという実態がございます。生見には新規農家が増えておりますが、たまたま農地が見つかったとか、住む家が見つかったとか、運の良い方もおられますが、中々現実には厳しいものがあります。そのご提言の事も理解はしますけれども、時期尚早ではないかなというふうに思います。野根地区の方ではですね、米作がある程度集約化されてきているというふうに感じておりますけれども、これが世代が替わった時にですね、若い方もおりますので、法人化なり、先ほどの中間管理機構といった事の制度を利用しながら、なおかつ、町独自の土積み策といいますか、そういったことを研究していく、そういったことがひとつのモデル事例になればですね、農家であるとか、あるいはハウス園芸の方にも普及していくのではないかなと思えます。ただ、町が音頭を取れということもよく分かりますけれども、

農業には農協もございますので、それぞれの組織との調整もありますのでね、色々まだまだ検討せないかん部分があるというふうに思っておりますので、プロジェクトチームは、気持ちは分かりますけれども現時点では、はいと言う訳にはいきませんので、よろしくご理解願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ご理解できません。農業委員会にこういうことを諮問してもらったら一番ええんやけどな。農協の合併が進めば、この周辺の農家のですね、農業というのは捨てられてしまうんですよ。今までどおり農業でも漁業でも一緒ですけども、合併すればするほど、この周辺は捨てられていく、そうなれば目も当てられません。

それから、4番目の質問に入らせてもらいます。自主防災組織の再編と町防災会議の在り方についてということでお聞きしたいと思います。現在、東洋町にはですね、40の自主防災組織と64箇所の避難場所がありますが、8月30日に今年の避難訓練が行われました。現在の訓練はただ集まって、決められた場所に逃げるのみの訓練であります。これでは弱者も共に助け合って逃げる、本来の避難にはなりません。訓練にはなりません。各人がいざの時に逃げる場所を決めておき、そこへ逃げる訓練をしなければ意味がないのであります。そのためには、避難場所ごとに自主防災グループを編成して、日常付き合いの中で、高齢者や要避難支援者をピックアップして、誰が誰をどうやって助け合って逃げるかなど、具体的な避難計画を作っておくべきであります。いくら言っても腰を上げませんが、町防災計画書の地区防災計画の策定促進要綱には、町が自主防災組織と連携して、避難路の応急対策や災害予防に関する住民の取組を決めた地区防災計画の策定を検討するとなっております。この要綱に沿えばですね、町が地区に対して、あるいは連携して、避難所ごとの自主防災組織の編成を含めた地区防災計画の策定を検討は可能だと思っておりますが、考えをお聞きしたいと思います。

2つ目、避難場所ごとの自主防災組織体制ができれば、町要援護者避難支援データも、わざわざ職員を雇って回らなくても、自ずから収集出来るし、誰が誰を避難支援するかの計画も明確になってきます。そし

て、要援護者避難計画に、この避難場所ごとの自主防災グループの避難支援を組み込めばですよ、即実効性のある計画となるが、なぜ組み込まないのかお聞きしたいと思います。やらないのは住民生命の軽視であり、国の制度とはいえ、活用もできないデータ収集など無駄金だと、厳しく非難したいと思います。反論があればお聞きしたいと思います。

3つ目に、防災計画には、避難後の避難生活には言及がありませんが、冬の雨の夜、怪我をしたり病気の人、雨中濡れ鼠になって一夜を明かす避難者をどうするのか。また、各避難場所は高さや幅や広さなど、条件は各々異なっております。その管理体制は、そこに逃げる人たちで考えなくてはできないのであります。そのためにも、避難場所ごとの避難グループの結成は、非常に大事で喫緊の課題となっているわけでございます。もし、この体制に再編されれば、死亡者ゼロも夢ではなく、東洋町の防災計画は県下一進んだ計画となって、避難後の生活や復興計画も大きく前進すると考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。以上、3問質問します。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、田島議員のご質問にお答えいたします。1の自主防災グループにつきましては、地域防災計画作成の基本となります、災害対策基本法の改正によりまして、議員ご指摘のとおり、住民側の自発的な活動として、自助、共助の平常時と災害時の取組を地区防災計画として作成することが可能となりました。この計画作成は、ご質問にもあります、災害時要配慮者の避難支援や避難後の避難場所での備えも含めて、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティの範囲、計画の内容等は、地区の特性に応じて自由に決めることができますので、避難場所ごとに組織した自主防災組織でも作成はできます。ただ、この計画は、法律、災害対策基本法に基づく正式な計画となりますので、防災会議へ提出する場合、地区居住者等であることを証明するために、計画書を提案するすべての方の住民票が必要となることと、主体となる地域の実際の防災活動と計画の実効性などが問われます。今年度、自主防災組織が中心となって、各地区の津波避難路の安全点検を実施していく予定となっておりますが、津波避難場所へ避

難するために、避難路の安全性の確保をする中で、既存住宅の耐震化、もしくは、住宅の取り壊しといった課題が浮き上がってくることが予想されます。また、先日の防災訓練では、白浜地区をモデルに災害時要配慮者避難介助訓練を実施したところでありますが、要配慮者を自宅から迅速に避難させるためにも、住宅の耐震化、あるいは、家具類の下敷きにならないよう、家具類の固定や配置の工夫、ガラスの飛散防止など、要配慮者の個別計画を作成する中での課題として浮きあがってきたところでございます。町としましては、地域の防災対策に欠かせない自助の課題を、共助の取組として推進して支援していきたいと考えております。このような諸課題をクリアして、また、自主防災組織の自主的な防災活動をまずは支援して、それが進んだ先に、議員ご提案のように、この計画を作成するよう、今後、各自主防災組織と協議していきたいと考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

課長から、今そういう答弁をもらいました。確かにそれは大事なことですよね。避難場所も整備しなければいけません。避難路もそれぞれ逃げやすいように逃げたとのことも考えんといけません。私の言っているのはそうじゃないんですよ。誰が誰を連れてどこへ逃げるかということ計画しているんですかこう言っているんです。朝の答弁の中にそれはできてないから、年間200何万もかけてやってるデータの中にそれはできてないからほら、だからこういうものを作ってそれとタイアップして逃げられるようにしませんかという質問をしているんです。そんな今言うようにそこを直す、ここを直す、そんなことは分かっているんですよ。ただ、私が言っているのは人をどうやって助けていくかと。そのためにはね、例えば1つの避難場所があるとします。Aでも1でも構いませんが。そこへ逃げるグループが普段からわしらはそこへ逃げるという人が10人おったとします。10軒10人おったとします。そのうちに高齢者が5人、あるいはまた障害があつて1人で逃げられない人が2人おったとしますよね。ではどうするんですか。どっからよそから来てその人を住民課のデータに沿ってそれを助けるんですか、できないでしょ。また、データが揃わなかったら把握もできないんですよ。だから、私が言っているのはAという避難

場所へ逃げるグループの中で普段から行き来して、交流して、そこでいざという時に我々はあそこへ逃げましょうと。その時にあなたのお父さん、おじいさんは私たちが助けます。ほんでこの障害のある方はみんなですべて助けてこうやって逃げますという話を普段からやっていきましょうと。そして、万が一の時にはそこへぱっと逃げていくという体制を作りませんか、こう言っているんです。課長、もう一度今の話に、今の私の質問に対して明確な答弁をお願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員の再問にお答えしたいと思いますけれども、午前中もですね、その分のお話はさせていただいたと思いますけれども、実際に個別計画が完成していないのは事実の話です。それについては、誰が支援するかという項目もあります。そして、避難経路も明記をするように、地図情報も入れるようになっております。ただ、朝も言いましたけれども、想定がどんどん変わる中で、避難場所そのものがどこへ逃げて良いのかというようなことが実際にあった訳で、そういう意味でできてないということもある訳です。ただ、今回田島議員とは若干、視点が違うかも分かりませんが、地区の自主防災組織などへ名簿を提供する時にですね、こういう方がこの範囲内にいらっしゃいますよということも当然お話しして、そして、その支援を必要とする方も交えた中で、どういう風な避難をするかということで個別計画を策定するということを考えておる訳です。そういうことで、避難所ごとの自主防災組織とか、今ある既存の自主防災組織とかいうことは別になるかも分かりませんが、結果としては田島議員の考えておられるような計画になるものと考えております。マンツーマンということについてはですね、現実、支援の中心となる方が、その時に実際にそこにいるかという問題もありますので、そういう場合は自主防災組織等で情報を共有していただいて、避難が遅れないようにできる限りの手を尽くすというような計画にしたいと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、課長からそういう答弁ございました。結局ね、私が言っているのはデータなんかいららないんですよ。要するに、普段からの近所の付き合いの中でデータは上がってるんですからね。そのグループの中で、どういう人がおってどのようになっているか。それこそ、毎日毎日顔を合わす中でちゃんと状況を把握できるんですから、データを取る必要なんかないんですよ。だから、そういうグループを作って、そういう人の中で普段から付き合い、おいどうな、今日は元気か、どうなという話の中で、普段からの話し合いはできるんですよ。だから、こういうグループをまず作りましょうと、こう言っているんです。また、これをもう1つ確認しておりますが、計画書はできている、また、誰と誰がという名前も上がっていると今、課長が言われましたが、私が言っているのはそういうことじゃなくて、誰が誰を連れて、どこへどのようにして逃げるかという計画書を作りましょうと。そのためには、あなた達が今200万もかけて取っているデータではできないから、それを自主防災組織でやってもらいましょうと、避難場所ごとの自主防災組織で。そうしたら、それももの凄い、それはそれでやっても良いですが連携を取りませんか、ね、お互いに今の行政と自主防災組織と。そういう提案なんですよ。どうでしょう、もう1回やってくれますか。同じですか。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

お答えいたします。まず、自主防災組織あるいは先ほども言いましたが、既存のものか、田島議員が考えておられるものであるか別にして、当然連携を取って、近隣の方も含めて(自席より、既存のものではなく、避難場所ごと自主防災組織を作りましょうと言っているとの発言あり。)それについては、私の方では範疇を外れております。

議長

(今宮 裕明議長)

次の質問に移りますね。次からですね、項目ごとに答弁をしていただくようにします。大きな漢数字の5の中で1、2、3と分かれているでしょ。それを1つずつ答弁をお願いします。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

漢数字の中の算用数字の分でもらうということやね、分かりました。

それでは、5番目の最後の質問をさせてもらいます。過去の答弁の未実施事業はどうなったか、今後の予定を聞くという題でございます。

1つ目に、旧白浜釣り針工場の老朽化による住民被害防止についてという質問でございます。旧白浜釣り針工場の毒物の撤去はできました。900万でしたか、1千万でしたか、高くつきましたね。私が心配したとおり、老朽化による壁や屋根が飛散して、近所の人に被害が出ております。この管理はどこがどうするのか、担当職員からお聞きしたい。これは担当職員さんと一緒に回りました。そして、上と相談してという話やったが、未だにまだ返事がありません。それでお聞きしたいと思います。これは1問だけです。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えします。本年5月に空き家等の特別措置法が施行され、行政代執行もできるようになったわけですがけれども、今回の場合、町としては経費の回収の目処がないということとなってしまう、ただ、これに関しては先の廃液と同じ状況な訳ですがけれども、しかし、前回は、廃液の場合はフッ酸が微量ながらも検出されたということで、緊急避難的に町が処分をしたという次第です。現在、町としましては、四国地方整備局を通じて、国土交通省の方に、こういった場合の自治体に対する財政支援をお願いをしております。また、こういった要望は全国からあると聞いております。これについては、現在までに返事はありませんけれども、返事はいただけることとなっておりますので、この今の状況では、まだこれを検討することは時期尚早と考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

課長から毎回同じような返事でございます。財政局言いましたかね、

そこに支援を要請して返事がもらえると。返事も色々あって、出そうという返事のパーセントですか、高いんですか、ただの返事ですか。ちょっとまあ、気になっておりますが。確かに毒物と違うということも言われました。それはまあ、いきなり死に至るということはないかも知れない。しかし、台風等によってですね、サイジングボードの壁が飛んで、家の前の戸に当たっているんですよ。それから、トタンも飛んでおります。もし、万が一、人の体に当たったら、命に及ぶような被害が出る恐れもあります。毒物と何ら変わらないと思っております。確かに、難しいのはわかりますが、うちが心配しているのは、では、万が一ですよ、台風などによって倒壊や飛散があって、今さっき言ったように人命に関わる、あるいは人身に関わるようなそういう事故が起こったときの責任はどうなるんでしょうか。それを心配しております。町の責任になるのか、持ち主がいらないんですからね。そこの所をお聞きしたい。これ1点だけお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

お答えしたいと思います。責任の所在は、現在はっきりしません、この場合は。町のものでもないし、個人の管理者もないという状況です。それと、助成の感触としては、かなり見込みは期待できるかなというような感触は持っておりますけれど、(自席から、あなたが直接話したのかと発言あり)全国から要望があるということで、そういう意味では期待はできるのではないかなというふうに考えてはおります。ただ、そういう結論はまだいただいておりませんので、何とも言いがたいところではありますけれども、ただ、前回でしたか、田島議員からこの問題が出たときですね、そのときは、また状況に応じて検討しないといけませんねという回答をお話したと思います。ですから、いよいよとなった時には、やはり検討はせないかんとと思いますが、今の状況はなかなか難しいと思っています。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

検討と言われましたが、検討というものに頭を抱えてるんですよ、その検討がどういう検討か。もし万が一、人身に関わったらどうするか検討してからでは間に合わんのですよ、起こってからでは間に合わんのですよ。そういうこと言っているんです。

時間がありません、2つ目に進みます。小池川の中流の樹木の伐採、撤去についてという事で、お聞きしたいと思います。10日の関東、東部地方ですね、河川氾濫はほんまに気の毒なことでした、大変なことでした。町でも去年の台風の時、小池、原地区の小池川の氾濫、浸水の原因の1つとされた、変電所前の岸に生えた雑木ですね、それが兩岸から生えておりますが、さらにそれが大きくなって川幅を狭めております。確かに、上流の土手のかさ上げも大事ですが、今後切ると約束しましたが、この約束はどうなっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

手島憲作産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

田島議員の質問にお答えします。小池川の樹木の伐採、撤去につきましては、変電所前の小池川につきましては県管理になり、樹木の伐採、撤去につきましては一部ではありますが、平成26年度に室戸事務所が実施しています。本町としましては、今後も引き続き伐採、撤去の要望をしていきますのでよろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

よく分かりますが、もちろん県は分かっていますが、町の方から要請をしていただいて、なるべく早くやっていただくということでよろしくお願い致します。

それでは、3つ目の質問に入らせてもらいます。安保法案への町長の考えを聞くという質問でございます。謝らんとはいけません。これ、うちが通告を出した3日の日には、まだ町長が高知新聞にまだあれを出して、

記事が出ていなかったもので、ちょっと差し替えをさせていただきます。9月6日の高知新聞の安保法案についての各市町村首長の考えが出ておりました。町長は、法案賛成、憲法合憲とありましたが、以後、その考えは変わっていませんかという質問に変えさせていただきました。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

当然にですね、戦争ということには反対でございます。武力行使賛成という立場でもございません。しかし法律の整備はですね、即戦争をするための法案というふうに解釈する方もおられるわけでございますが、武力行使に繋がらないための外交努力でありますとか、その歯止めとなるための議論は尊重されなければならないと考えております。様々な立場の方もおられますし、多様な意見がですね、連日報道でもされております。今回のアンケートにつきましても、意志の判断をどちらにも示さない方も相当数ございましたけれども、それはそれとしてですね、新聞社へのアンケートには率直に自分なりの見解と解釈を申し上げたところです。意見の相違も色々あるかと思えますけれども、個人的には時代と共に変遷していくものというふうに受け止めているところです。

過去にはですね、安保闘争という時代もございました。安保条約改正時の安保闘争ということでございましたが、このときもですね、大きな世論は誤解に基づく扇動が議論があったように思います。今ですね、冷静に振り返れる時期となって、当時の学生デモにおいても、死者なんかも出なかったのではないかというふうに思ったりもいたします。極論に走る事のないように、時代時代の中で様々な意見は尊重されるべきであるというふうに思っております。より良い法案としていく議論を期待してきたところでございます。

何度も申し上げますけれども、戦争や武力行使を積極的に何でも容認するということを前提とした考えは全く持っていないわけでございます。国家の責務として万々に備えていくための議論や法整備は不可欠であるとの立場でおります。かつて、過去にはひとつの解釈としてですね、自衛隊の存在自体も憲法違反であるとの大多数の学説と議論が占める時代もございました。しかし、従来の自衛隊違憲説に立っていた有

力な憲法学者も、解釈改憲を支持する個別的自衛権肯定論に大きく転換をいたしまして、現在は災害救助に不可欠な存在として、さらには自国防衛のためには誰も違憲であるとその存在を否定する意見は少数派となっていると思っております。常時にはですね、反対という事を買いて、救助活動を求める非常事態だけ自衛隊の存在を合憲、または沈黙するというような態度では信頼される国家観を論じる事はできないというふうに考えるところです。

また、現在は、複雑な国際社会を迎えております。利害関係や宗教間における紛争は国家間だけでなく、組織間での新たな対立を引き起こしている時代でもございます。日本も国家として、その変化と進化に対応していかなければならない時代というふうに認識をしているところでございます。憲法前文にはですね、国際社会において名誉ある地位を占めたいと思うと記されております。その事を理想論だけで追求していくという事は許されない訳でございまして、時代の変化と進化に対応する国家である事を議論していく事が必要な時期が来ているというふうに考えております。

今般の集団的自衛権の行使の議論や法整備につきましては、あくまで自国防衛を前提としての最低限の行使容認の場合もあるということをサポートする考えでございまして、後者にあたりましては、国会の承認を必要とされているということでございますので、歯止め策は厳格に担保されているというふうに考えております。また、文民統制の事も含めまして、そのような徹底のための手続きを明確化していく議論を国民に分かりやすく説明していただくことを期待してですね、そのようなアンケートの回答をした次第でございまして、以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

再問をさせてもらいますが、再問の通告をちょっと内容を皆に見てもらって再問を聞いてもらいたいと思います。

再問書類配布。

すみません、それでは再問させていただきます。町長が縷々言われ

ました。それに対する反論といえますか、再問でございます。安保法案への町長の考えを聞くの再問でございます。私はですね、日本は与党の言う、もし、や、たらの有事の場合や、よく引き合いに出される尖閣や竹島、北朝鮮などの脅威にしても、日米安保条約に則った専守防衛、個別的対応で十分対応できると考えております。砂川裁判では、日米安保条約の範囲内での武力行使は正当防衛として憲法には違反しない、しかし、海外派兵を含めた集団的自衛権の行使は違憲であると、最高裁の判決が下っております。憲法学者の95パーセント以上がその判決に同意し、国も認めた結果、戦後70年間日本国が戦争をせずに、平和国家としての道を歩んで来られたのです。それなのに今、与党はその判決を都合の良いようにひっくり返して、自衛隊を海外に派兵し、他国の戦争に加担し、アメリカと共に戦えるようにしようとしています。この戦争法案は絶対に許すことはできません。この法案の成立は、不戦という憲法の歯止めを外すことになり、後はその都度、解釈を変更し、都合の良いように理由をつけて、やがて戦争への道を歩むことは間違いないと思っております。少なくともその確率は上がります。

与党は、世界情勢の変化や国際信用などを法案理由に上げていますが、世界との友好や紛争解決はあくまで平和的な外交努力と人道支援、民間交流など、互いの信頼から築かれるものであって、武力による平和実現や民間信頼など、過去の歴史を見ても実現した試しはありません。例えば、スイスは永世中立国として、全世界から認められた平和国家ですが、私たち日本も、他国にない不戦憲法9条を掲げて、永久不戦を世界に宣言し、平和的、人道的な支援、交流を重ねていけば、やがて平和国家として世界から認められて、侵略しない、されない素晴らしい国になると思っております。

戦争のできない国からできる国へ転換は、国民の心の中に戦意を芽生えさせ、やがて隊から軍に名称を変えて戦争へと向かうことは、過去の歴史でも証明されています。もし、この法案が通り、海外派兵の出来る自衛隊体制がしかれたら、その人員や軍備の増強に係る軍事費はどうやって賄うのでしょうか。増税ですか、国債発行ですか、はたまた福祉の切り捨てによって賄うのでしょうか。どちらにしても、国民負担の増加は目に見えているのです。

また、今月8日には、県中央高校が自衛隊コースを授業に取り入れるというニュースが飛び込んできました。これは、自衛官幹部養成カリキュラムであり、70年前の学徒動員の悪夢が思い起こされます。与党自身

も、我々国民の不理解を認めながら強行採決しようとしています、これこそ民主的議会制への冒とくであり、崩壊です。なぜ、こんなに急ぐ必要があるのでしょうか。私も公明党支援者ですが、政治を監視せよというのは師の指導であります。対話も討論の場もなく、国民の声を無視する政治には賛成できません。町長の言う認識不足で、賛成や合憲などと判断すべき小さな問題ではないのです。一旦白紙にして、もっと国民的議論をすべきと思います。

東洋町は非核宣言の町の登録をしていますが、その前に永久不戦宣言を行うべきだと進言したいが、町長の考えをお聞きしたいと思います。(自席より、町長の意見を聞くとあるが、これは委員会に付託してあった事なのでいかがと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

暫時、休憩します。

(休憩時間：14時35分)

安保法案の委員会への付託、再問についての確認。

休憩前に引き続き、会議を開きます。松延町長。

(再開時間：14時40分)

町長

(松延 宏幸町長)

国会議員もですね、田島議員も、学者の方も色々と自己の意見、考え方解釈、また立場もあろうかと思えます。また、国家の政策を起案立案する官僚や政治家の立場も、その技量もあろうかと思うところがございます。過去のような、軍部の独走による戦争は二度と繰り返されてはなりません。自国の安全と平和を追求する考え方も様々な意見があるというふうに認識をしているところがございます。政治家の役割というのはですね、そのような多様な意見から、最良の判断をしていくというふうに考えております。様々な意見の相違も当然に尊重はされるべきでございますし、国会に委ねている権能につきましては国会議員に、司法の判断は司法に任せなければなりません。司法においても、国家の存亡を判断する状況に備えることについての可否判断につきましては、国の統治行為のひとつとして捉えた場合、当然に軽々に違憲である、あるいは合憲であるという判断は避けるべきではないかというのが私の立場といい

ますか、考え方でございますので、ご理解願いたいと思います。

今回の高知新聞の、高知新聞の方がおりますけれども、こういう事は、必ず議会前にアンケート調査が回ってくるという事をやっとな勉強できましたので、今後は慎重に回答するように気をつけたいというふうに思っておりますので、それとですね、このいただきました、スイスはですね、武力を保持しております。が、永世中立国といわれるのはですね、他国と条約を結ばないということでそのように言われておりますけれども、当然自国防衛のための武力は持っております。それと、最後の宣言のことですが、登録ということがちょっと意味が分かりませぬけれども、今回のご提言の永久不戦宣言ということでございますけれども、これはですね、議会の意志とその判断を尊重したいというふうに考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長からそういう答弁もらいました。今の核のことについては予算書の中に負担金が出てたもんでね、反核の負担金が出てましたので、登録されてるのかと思いました。

4番目の質問に入ります。海の駅へトイレ乾燥機と監視カメラの設置を求める件でございます。公共施設では常識となっております、海の駅トイレの手の乾燥機ですね、少なくとも手ふきティッシュの設置位は求めたいがどうかという質問でございます。それから、また最近は大事件が多発しておりますが、その解決には防犯カメラが役立っています。プライバシーの問題がありますけれども、犯罪解決だけでなく、予防のためにも海の駅や各種トイレ入り口、駐車場などにぜひ、設置を求めたいがどうかということでございます。時間がありませんので3番は止めます。1、2だけ答弁をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答えいたします。ジェットタオルについてはです

ね、予算的なこともありますので、今後、県の補助金等の活用を含めて検討していきたいと思います。また、ビーチハウスもございますので、県の施設についても検討をしていきたいと考えております。また、ペーパータオルについては交換の手間やゴミ処理などの問題もありますので、現在のところは考えておりません。監視カメラについてはですね、これも予算的なことがありますし、防犯対策の関係からですね、担当課や関係機関とも協議をして、検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、5番目の質問をさせていただきます。住民のいさかいですよね、これは非常にうちが回っていく中でいっぱいあるんですよ。こういうことの防止やら、またそれを止めたり、またなくすためにですね、仲介機関の設置を求めたいという質問でございます。町中、地区や近所などでいさかいやもめ事が多発しておりますが、町が寂れていくということが起こってくると、気持ちがすさんできてですね、境界問題や騒音、告げ口や噂など、ちょっとしたことでもいさかいのもとになります。小さな町での住民間の疑心暗鬼や相互不信は骨肉の争いとなって、町の発展やひいては町勢浮揚を阻害する元凶になると思っております。住民間の争いの解決に、守秘義務を徹底したうえで民間有識者も含めた公平、公正な相談窓口を設置するよう求めたいがどうでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えをいたします。仲裁機関についてですけれども、その問題が例えば騒音問題であるとか、差別などの人権侵害が想定される案件等々あると思っておりますけれども、それぞれですね、保健所や警察、法務局など関係する機関と協力して対応することはありますけれども、一般的に相談を受けたからといって行政が介入することは無理があ

ると考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
これはまた、時間を見つけて議論したいと思います。
6番目の質問に入ります。防災計画のここが知りたいということで、2点質問させてもらいます。6月答弁や防災計画書にはですね、休日や夜など職員が居宅の場合を想定した対応は掲載されておりました。大分見ましたけど、防災計画。職員が勤務中の想定はですね、家におる時には生見は生見の職員さん、本庁は本部になって、甲浦、野根それぞれの職員さんが担当するようになっておりますけれども、役場の職員さんが本庁で勤務をしている時の状況の、その対応がないんですよ。そこでお聞きしたいと思いますが、職員が全員本庁にいて、津波によって帰宅できない場合の甲浦、野根地区の対策、対応はどうなっておるのかお聞きしたいと思います。これは抜きましようか、時間がないね。1つだけ答弁お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)
田島議員の質問にお答えいたします。地域防災計画の地震、津波対策編では、勤務中はほとんど職員が参集できていることを前提に、各課の防災対応の役割分担を記載しております。時間内の職員参集は困難であることが想定されることから、その場合の職員の初動体制として記載しております。災害が起こった場合ですね、まず災害被災の情報収集や防災機関への応援要請、必要物資の調達など、被災状況に応じ、応急対策を実施することになります。その状況下において、(自席より、津波ですぐ道路が通れず、家に戻れない場合のことを聞いていると発言あり)その時は、その災害の状況に応じてあらゆる手段を講じながら、対策を考えていかなければならないと現段階では思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

7番目の質問に入らせて貰います。福祉バスの運用改善と補助金についてということでお聞きします。福祉バス運営費用205万8千円は全額町負担となっておりますが、なぜ、半額補助される県の交通維持支援事業費補助金を使わなかったのかという質問でございます。これが1つ。それから、4、5年前のデータより利用者が現在半減しているようですね。前は2200人位と聞きましたが、今は1200人を切っているようです。地域の人から、空きバスがよく走っている、もったいない、あるいはまた廃止しろという極論まで出ておりますが、盆や正月などの帰省者も利用させて欲しいなどと要望もあります。確かに空バスはもったいないが、利用者がある限り廃止することができません。そこでひとつの代替案としてですね、予約制にするとか、経費節減とか運用改善の余地はないのかどうか、それを一点お聞きしたいと思えます。課長お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、田島議員にお答えしたいと思います。ご指摘の県補助金については、バス停の整備、あるいはバス購入に係る助成事業で、運用、運営費の助成ではございません。なおですね、平成26年度の延べ人員は1140人となっております、利用者1人あたりの年間経費は1800円となっております。なおですね、25年度は延べ1506人、24年度は1877人で、確かに減ってはきておりますけれども、高齢者の利便性を考えた場合、当面は現状維持でいきたいと考えております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

8番目の質問に入ります。幹部職員への緊急連絡体制についてとい

うことでお聞きします。異常気象や想定外事故が多発しております。管理職手当を受けている課長補佐以上の管理職員は、いざの時には町の中心的な立場に立つ人であります。住民から緊急時の対応を求められても連絡が取れないという苦情があります。緊急連絡ができるように携帯電話番号を公開して、常在戦場の仕組みを作れと求めますが、いかがでしょうか。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

8の携帯電話番号公開につきましては、職員の電話番号は公僕であっても個人のプライバシーの問題でございます。プライバシーのところまで公開することは、一般常識的には考えられないことでございます。私どもは、役場の組織というものがございますので、まず役場へ連絡していただき、そこから対処して参りたいと思っておる次第でございます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

プライバシーと公務員とのその責任の重さについては、またのちほど議論したいと思えます。最後の質問になります。地籍調査のスピード化と山林台帳の作成についてということでお聞きしたいと思えます。このままでは、あと15年もかかると聞いております、地籍調査ですよね。早くしないと境界を知った人がいなくなると心配しております。新規職員を1人地籍調査の補助員として採用し、2人体制になったと聞いております。それなら国、県から75パーセント下りる補助金を使ってですね、測量業者の人員を倍増し、国土調査期間を半分に短縮しようではないかという質問でございます。15年かかるのであれば7年、8年で終わらそうと、これが1つの質問であります。もう1つは、この国土調査の早期完了は、国や県からも要請が出ております。来年度、委託業者の公募時に今年度の倍の事業規模にして早期完了を求めたいがどうでしょうか。これが1つの質問です。それからもう1つは、北川村のようにそのデータ

を利用して、山林のですね、住所、氏名、面積などを整理した山林台帳を作成しようではないかという質問でございます。県の来年度補助金の確保を急ぐように求めるが、これは課長、お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答えいたします。地籍調査は平成12年度から開始をいたしまして、公共事業の関係箇所や、特に津波被害を受けやすい甲浦地区、生見地区の主に宅地部分を優先的に実施をして参りました。宅地部分については、現地調査はほぼ完了しております。昨年度から野根地区に入り、事業を進めております。本町では、これまでも宅地部分と山林部分の両方で、調査を実施してきておりますが、今後、現在の体制の中で更に調査の進捗率を上げられるように努力をしていきたいと考えております。また、地籍調査が完了すれば、森林台帳だけではなく、それをもとに道路台帳や水道の管路図等の色んなものが作成できますので、まずは地籍調査の早期完了を目指して、努力して参りたいと考えております。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

地籍調査を早く完了したいと、けれど15年かかるんでしょ、早くやっ。だからそれを短縮しましょうという提案をしているんですね。予算費用はありますが、75パーセントは県からの補助がいただけると、こう聞いております。そういうことであれば、25パーセントの負担がありますが、早くやって25パーセント負担するでも、遅くなっても同じようにいるんですからね。それなら早くやって、そして林業の振興を兼ねた山林台帳を早く作りませんか。それから、どんどん亡くなっていらっしゃる方のためにも、早く境界を決めてあげませんかという質問です。もう一度やると言ってくれ。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。簡潔に願います。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再問にお答えいたします。相続人調査とか、色々担当者の負担もありますので、できるだけ事業量を上げて、この9月に要望がありますので、面積をできるだけ上げていきたいと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の質問が終わりました。

暫時、休憩します。再開は15時10分をお願いいたします。

(休憩時間:14時55分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:15時10分)

続いて、福島登君の質問を許します。件名は、6月議会町長行政報告による、今後の海の駅経営方針について、ほか3件であります。答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。

福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登議員)

皆さん、お疲れのところ少し時間をいただいて、よろしくお願いいたします。簡潔な質問を心がけますので、皆さん、協力よろしくお願いいたします。

1つ目の質問として、6月議会の町長行政報告による、今後の海の駅経営方針についてでございます。平成26年度決算で495万円余の黒字となっている海の駅の経営でございますが、課題もあると思っております。6月議会の行政報告で町長が述べられた次の2点について、まずお聞きをいたします。

1つ目に、町内既存店舗との共存共栄についてでございます。2つ目に、地産外商への強化策の具体的な取組でございます。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

福島議員の質問にお答えいたします。1点目の、町内既存店舗との共存共栄についてですが、海の駅では地場製品の販売を基本としていますので、町内の既存商店との競合はできるだけ避けたいと考えています。また、海の駅の客層は、既存商店の客層と違うところもございますので、既存商店には海の駅を活用していただき、併用して売り上げの増大を図ってもらいたいと考えています。そして、既存商店には、今後も経営を維持していただくため、商工持続発展支援事業補助金など活用していただき、地域振興に繋げて欲しいと思っております。

2つ目の、地産外商への強化策の取組についてですが、ふるさと納税への返礼として、海の駅の地場製品を使うことで地産外商を促進できるような取組を現在、検討中です。また、将来的にはインターネット販売や地場製品の加工、販売、施設の充実など、地産外商を強化できるような取組を県の産業振興計画の中で県に協力、ご支援をしていただき、連携を図り取り組んでいきたいと考えています。私の方からは以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

今、課長の方から答弁がありましたが、私の考えでは、レストラン部門については、かなり既存店との影響はあると考えております。共存共栄に繋がると思われる食材や消耗品などの仕入れについて、海の駅内での購入や町内購入をさらに進めていただきたい。また、地産外商と共に町外から訪れる消費者を増やすような取組を商店と共に考え、活動する方策を先進地の事例など、資料と共に商工会や観光振興協会、町内店舗などにぜひとも紹介や提案を今後、していただきたいと思います。

3つ目の質問に移ります。次に、観光案内等の拠点としての取組についてでございます。観光振興協会が中心となった東部博の体験観光について、海の駅が案内所、インフォメーション、また、受付になっていると思いますが、3月31日の開催から現在までの東洋町内での参加状況

と東部博開催期間の後半に向けた観光活性化策についてお聞きをいたします。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

福島議員の質問にお答えいたします。観光案内等の拠点としての取組についてですが、平成27年4月29日開幕から8月末までの、東部博による東洋町体験観光参加人数については、11種類のプログラムで延べ439人が参加をしております。その内5月3日のイベント以降については、6種類の体験プログラムで延べ224人が参加しています。観光体験プログラムは観光振興協会が中心となって今年の東部博のイベントからそれぞれの会員により、11種類の体験プログラムを開発し、用意をしております。現在、受付については、総務課企画調整室や会員が直接窓口となって実施をしております。海の駅については、観光の総合的な案内所として機能をしております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

再問ですが、提案とさせていただいても結構です。皆さん、今日お配りされている東部博の秋冬号のパンフレット12ページをちょっと見ていただいて、私も今日初めて見たんですが、この9月12日から12月23日のイベントになってます、12ページ。それで、赤字の部分スペシャル注目イベントということになっております。この中で、49のイベントがございます。私がさっと見たところによると、東洋町関係のイベントが9月の下旬、八幡さんの祭り、10月4日、これは野根八幡宮の流鏝馬です。次に、10月29日春日神社の流鏝馬と、10月の中旬、トントコ祭りと、この4つがございます。もう少し当初の計画で、色んなイベントを組めたらなというふうに考えております。それと皆さん、このパンフレットの15ページを見ていただけますか。私も今日初めて見たんですが、この中で東洋町の体験イベント、沢山あります。このようなイベントをですね、今ちょっと難しいかもしれませんが、北川村のように独自の周遊券

や割引券を発行するなど、時間的に無理かもしれませんが、今後、月一回の小規模体験ツアーを観光振興協会の会員の皆様に声をかけて、半日程度開催してはいかがでしょうか。また、小規模体験ツアーの簡易なチラシを作って、海の駅で配布したり、土日のキャンプ利用者に呼びかけたりしてはどうでしょうか。このことについて、何か答弁ありませんか。よろしくをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再問にお答えいたします。東部博後半に向けた観光活性化策について、答弁漏れがありましたので、イベント的な取組としては特にございませんが、観光体験プログラムの周知を図るためのパンフレットの作成やPRの方法について、今後、観光振興協会や関係機関と協議をしながら進めていきたいと考えています。以上です。よろしくをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

東部博開催中に留まらず、今後に繋がるような地道な取組をお願いします、次の質問に移ります。

質問2つ目として、阿佐東線の経営状況等についてでございます。今年で開業23年になる阿佐東線ですが、毎年数千万円の赤字が続いているとお聞きをいたしております。単年度の赤字を徳島、高知両県と沿線自治体が赤字補てんし、累積赤字はないとお聞きをいたしております。阿佐東線については先ず、次の2点をお聞きいたします。1つ目、乗車人員や運賃収入を含む収支の推移と経営安定基金についてと、2つ目、平成26年度、台風災害施設復旧の状況についてでございます。よろしくをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本副町長。

副町長

(光本 速雄副町長)

それでは、福島議員の質問にお答えをします。阿佐東線の経営状況についての乗車人数でございます。平成23年度に3万9193人、24年度は4万222人、25年度につきましては、4万1422人、26年度は4万3691人と、少しずつではありますが、増加をしております。続きまして、運賃収入につきましては、平成23年度が1011万3千円、24年度が1007万円、25年度が987万7千円、26年度が1316万8千円となっております。こちらの方も少しずつではありますが、増加をしております。しかしながら、収支決算では、経営安定化基金の取り崩しをしている状況であり、厳しい経営状態であります。それから、経営安定基金につきましては、平成26年度末残高が、2億206万9千円となっております。それから、27年度末の見込みでは、1億4千355万6千円の予定となっております。このままいきますと、平成29年度末には、基金がなくなると思われております。このことにつきまして、阿佐東線の運営につきましては、高知県、徳島県、海陽町、阿佐海岸鉄道と協議をしていかなければいけないと思っております。

続きまして、平成26年度の台風災害施設復旧の状況のことです。このことにつきましては、平成26年8月2日に台風12号の影響により、集中豪雨がありまして、東洋町河内川河川が氾濫し、床上、床下の浸水等で多くの被害がありました。また、海陽町穴喰でも集中豪雨により、阿佐東線の施設にも甚大な被害を受けております。鉄道施設災害復旧事業としまして、阿佐海岸鉄道は国に申請をしまして、査定を受けまして工事を施工し、平成26年度の繰越事業としまして、平成27年5月29日に完了となっております。8月24日に実績報告があり、9月10日に補助金の支払いを完了しております。事業費につきましては、1541万1千円で、町の負担金、補助金であります。38万5千円、2.5パーセントの負担となっております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

ご答弁いただきました。1の乗車人員や運賃収入、それと、経営安定基金については、町長とか執行部の方が役員会に行ったときに、グラフも出ていると思うので、今後はできたらグラフで示していただいたら、も

う少し皆さんの理解が深まると思いますので、よろしく願いいたします。それと、台風の復旧については、38万円の支出決定がされたということでもありますので、よろしく願いいたします。

次に、DMVの推進等についてですが、線路と一般道を走行できるDMV、デュアル・モード・ビークルにつきましては、皆様もご承知のこととは存じますが、資料をご用意しておりますので、少し時間をいただきまして、ご説明させていただきたいと思っております。資料については、この3枚組のものです。町内放送をお聞きの町民の皆様におかれては、資料がございませんが、できるだけわかりやすく説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。DMVは、皆様もご承知のように、JR北海道で開発が進められてきました。北海道には、赤字ローカル線が多いため、都会のような高速大量輸送の発想は、成り立ちません。そこで、開発に着手したのが、線路と道路の双方を走れるDMVでございます。マイクロバスを改造しているので、購入費、燃費、保守費などが従来の鉄道車両と比べ、低コストで運用が可能だからです。資料の1ページをご覧くださいませ。平成23年度までに全国の7つの地域でDMVの実証運行やデモンストレーションが行われ、その内JR北海道で試験的ではありますが、19年度と20年度に営業運転が行われております。まず、図を見ていただくと、平成19年にはJR北海道、富士市の岳南鉄道で、平成20年には熊本県の南阿蘇鉄道、北海道洞爺湖サミットで。21年には、静岡県の天竜浜名湖鉄道、平成22年には岐阜県の明智鉄道で、そして平成23、24年には、阿佐東線で実証運行が行われています。どちらの鉄道も厳しい運営の中、低コストで観光の活性化等を踏まえ、進めてきたものでございます。次に、資料の2ページをご覧くださいませ。DMVの主な課題としては、運転保安システムの確立、混在運行の技術の確立、輸送力の向上があります。9月7日にJR土讃線で何者かによる、線路の電気ケーブル切断による信号トラブルが発生しました。現在、多くの鉄道では、線路に微弱の電気、当然触れても感電することはありませんが、その電気を流して、その上を20トンから50トン近くある車両が行き来する事で電気が遮断され、信号を変えたり、踏切を閉じたりする運転保安システムを採用しております。JR土讃線のトラブルは、電気が途切れたことによるトラブルで、DMVでは車両重量が6トンから7トンと軽すぎて、電気の遮断ができずに起きる可能性のあるトラブルでございます。この2つのトラブルを解消するために、現在無線方式の運転システムを開発中とのことでございます。輸送力につきましては、連結運転の

技術がほぼ確立されたということでございます。また、資料には載っておりませんが、DMVにはその他にも次のような課題があります。燃料の軽油に課税される軽油取引税は道路整備が目的であるため、鉄道で使う軽油は、非課税となります。しかし、線路も道路も走るDMVでは、扱いが難しい。次に、運転士が、鉄道用の免許と合わせてバス用の大型二種免許を取得する必要がある。DMVは軽いため、積雪によって脱線する可能性もございます。次に、資料3ページをご覧くださいませ。DMVの利点としてのコストダウンですが、車両費が、鉄道車両約1億3千万円購入費がかかります。DMVは約350万円と、4分の1でございます。年間保守費、鉄道車両が約440万円、DMVが約100万円、これも4分の1でございます。燃費についてはですね、資料は1km当たりの消費量になっておりますが、1リットル当たりの走行距離で説明を申し上げますと、燃料消費量、鉄道が1リットルあたり1.4キロ、DMVは7.7キロ走行でき、これも約5倍の走行距離になります。車両重量は、鉄道車両が約40トン、DMVが、約7トンということで、6分の1になります。また、車両重量が軽ければ、線路保守費等の軽減も十分見込まれるとされております。このように、今後の沿線自治体の負担軽減、東洋町からは、平成26年度、約600万円を負担しているということです。この負担軽減と沿線観光の活性化に役立てようと、国や沿線自治体、鉄道会社が進めているDMVですが、先月の高知新聞によりますと、JR北海道が導入を断念したという記事がございます。記事の中身を要約してみますと、JR北海道は経営が悪化する中で、北海道新幹線開業の準備を優先的に進めており、DMVに今後さらに投資するのは困難と判断したと。コストを抑えられるとしてローカル線活性化の切り札とされていたDMVですが、車両が軽いため、センサーで検知出来ず、踏切が動作しないといった技術面の問題も浮上しております。JR北海道では国土交通省と協議し、開発過程や試験運転で得られたデータを自治体や事業者を提供する意向があると高知新聞は伝えております。国土交通省の、DMVの導入、普及に向けた検討会の構成員には、阿佐東線の専務役員も入っているようです。取締役である松延町長にも阿佐東線や国、両県担当部署の情報が入っていると思います。これら阿佐東線の課題や今後について、公開できる範囲内で結構ですので、ぜひともお話をお願いいたします。長くなりました。失礼します。

議長

(今宮 裕明議長)

光本副町長。

副町長

(光本 速雄副町長)

それでは、福島議員の質問にお答えします。DMVの推進についてであります。このことにつきましては、8月16日に高知新聞にDMV実行化断念、JR北海道という記事が掲載されております。これにつきましては、徳島県知事が8月17日の定例記者会見におきまして、JR北海道が断念したことは残念である。これまでのJR北海道との繋がり、絆から徳島県が引き継ぐことができれば、そういった行動を起こしていきたい。また、DMVやJR四国の活性化、地方創生としての中山間地域の乗り物対策、観光対策、災害時の道路、線路を繋ぐなど、未来の乗り物として有効であり、JR四国とタッグを組んでいきたいというコメントを出しております。また、高知県知事は、8月27日の記者会見で、DMVは東部の観光振興や生活路線として期待をしており、残念だ。徳島県とよく連携して、どうするか考えていきたいと述べております。本町としましても、DMVにつきましては高知県、徳島県、海陽町、阿佐海岸鉄道と連携し、検討していきたいと考えております。具体的な内容、行程がわかり次第、皆様にご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

ご答弁ありがとうございます。松延町長におかれましては、阿佐海岸鉄道の取締役会や、阿佐東線連絡協議会の場で阿佐東線の存続やDMVの導入など、活発なご意見をお願いするとともに、今宮議長、西岡副議長のお力で先般、再開された海陽町議会と東洋町議会での沿線議会懇談会の場で、共通の認識を深めていく活動ができればと思っております。議会の皆様と執行部のご協力をお願いし、次の質問に移ります。

3つ目の質問です。町税の徴収率の推移等についてでございます。まず、次の2点についてお聞きをいたします。町税の徴収率の推移等についてと、2つ目に、平成26年度徴収率向上等への取組と今年度以降の計画についてでございます。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

小池税務課長補佐。

税務課長補佐

(小池 昭平税務課長補佐)

それではまず、私の方からは1の町税の徴収率の推移等について問うということで、ご回答させていただきます。町税の徴収率の推移につきましては、お手元に事前に配布してあります、税務課資料の町税等の徴収率の推移、こちらに詳細を載せてありますので、参照していただければと思いますので、よろしくお願いします。私の方からは、その中の町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税を合わせた4税の町税の徴収率につきまして、ご説明させていただきます。町税につきましては、平成24年度から本格的な滞納整理を始めまして、現年度課税分の徴収率は、平成23年度96.4パーセント、24年度は97.1パーセント、25年度は97.9パーセント、26年度は98.5パーセントとなっております。また、現年と滞納分を合わせました徴収率ですが、平成23年度は77.4パーセント、24年度は79.1パーセント、25年度は82.3パーセント、26年度は85パーセントとなっておりますが、徴収率としてはまだまだですが、次のページで滞納額だけを見てもみますと、平成23年度には4440万9千円でしたが、26年度末では2139万6千円と、約半分になっております。ですが、先ほどの滞納額につきましては、本税のみで延滞金は含まれておりませんことを申し添えまして、私からの答弁とさせていただきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

それでは、私の方からはですね、2番目のご質問についてお答えをいたします。平成26年度の徴収率向上の取り組みと、今年度以降の徴収計画についてですが、昨年度の徴収率向上の取り組みとしまして、平成25年度と同様、金融機関での預貯金の差押、保険会社での生命保険の差押、年金機構での年金の差押、民間会社での給与の差押、それと、新たに昨年度、高知県と合同の家宅捜索を行っております。また、昨年度から楽天の官公庁のネット公売ということで実施をしております。これを含めまして、約53件の滞納処分を行っております。この滞納処分によりまして、ある一定、強制徴収の効果は出ているものの、市を除い

た町村レベルでの徴収率を比較をしますと、本町の徴収率は現在でも大幅に低い状況が資料を見ても分かると思います。高知県下で、平成26年度で16年連続最下位という状況となっております。

次に、今年度以降の徴収率向上のための、取り組みについてお答えをいたします。現在遂行しています、滞納者の財産調査を随時行っております。その中で、払えるのに払わない方ということで、資力のある悪質な滞納者の方につきましては、現在の差押等を行っております。平成27年度以降も、引き続き実施をして参ります。また現在、県と協議をしながら、新たな徴収率向上に向けた取組を検討と言ったらいけませんが、考えております。まず、1点目としまして、地方税法第48条の規定によります、県による個人住民税の直接徴収の取組を現在考えております。これにつきましては、本町の町県民税は、現在、町が県民税を県に代わって徴収をいたしまして、県民税分を後に県に納めるシステムとなっております。また、滞納処分につきましても現在、町が県民税と併せて滞納処分を行っております。

今回、検討していますのは、この地方税法第48条の規定によります、県が町民税を町に代わって徴収をしまして、町民税分を町に納めていただく、逆の方法でございます。これは年間通してではなく、ある一定の短い期間のスパンでということと考えております。この差押え等につきましても、この期間につきましては、高知県が行うこととなります。ということで、高知県が差押えをすることによりまして、今後、滞納処分が強化されることが見込まれます。この48条の県への徴収の移管替えにつきましては、現在、滞納分だけを高知県に徴収していただくことと考えております。

次に、2点目としまして、地方税法第321条の4の規定によります、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等も現在、考えております。この特別徴収とは、事業主が所得税の源泉徴収と同じように、従業員に代わって、毎月、従業員に支払う給与から、事業主が住民税を差し引いて、町に納めていただく制度でございます。個人住民税の特別徴収は、事業所にお勤めされる従業員にとっては、自ら金融機関に出向き納税する手間が省ける、それと、給与から天引きされるため、納め忘れがない、それと、毎月の給与から年12回に分けて天引きされますので、1回あたりの納税額が減るといようなメリットがございます。税務課から発行される納付書で納付する普通徴収といわれますが、これにつきましては年4回ということで、1回当たりの税負担が増えるということで、納税

者にとっては1回の負担が大きくなるということでございます。この特別徴収の指定によりまして、納税者の利便性の向上と滞納の未然防止が図られまして、より確実に安定した税収の確保が期待されるというふうにご考えております。それとですね、議会開会日にも町長から行政報告がありました。来年、平成28年度から安芸広域の中で租税債権管理機構の起ち上げが、先般、安芸郡市の市町村長の間で合意が図られたところでございます。この租税債権管理機構は家宅搜索を含め、差し押さえを行う強制徴収の専門機関でございます。職員構成は県の職員、また市町村職員の派遣、警察のOBなどで構成されることとなります。この機構が設置されることによりまして、職員と住民との関わりが深い本町のような小さな町村にとって、滞納処分に踏み込みにくいという状況が解消されるということになります。本町の税務課では、滞納者に対して差し押さえありきとは考えておりません。滞納者が自ら自主的に納付していただくのが基本でございますので、そのところをご理解よろしくお願いいたします。また、滞納者の方にはいろんなご事情によりまして、払いたいけど払えない方もおられます。そういう方につきましては、一度税務課へ納税相談にお出でいただき、今後の納税方法も含め、滞納者と一緒に納付の方法について考えていきたいと思っております。この滞納者の方からのご相談がなければ、税務課では個別の事情がわかりませんので、差し押さえをするというようなことも発生しますので、税務課の方に一度足を運んでいただきたいという風に考えております。それと、現に2回滞納納税の催告書を出しております。が、納税相談に来られない方がおられます。また、納税されない方もございます。今後、そういう方につきましては、租税債権管理機構に徴収をお願いするという事も含めて現在検討をしておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)
県との連携等については、決算特別委員会の場で町長から一部お話もございました。また、特別徴収については、企業の協力も必要だと思います。できれば100パーセント町内で特別徴収が可能になるように、

今後も引き続き計画的な徴収事務をよろしくお願いいたします。

3つ目の質問です。続きまして、徴収事務などの技能技術の引継ぎや継承等についてでございますが、徴収強化には、職員の業務に対する誠実な取組と、自治体トップである町長の決断があると思います。強制徴収業務にあたっては、関係機関との連携や経験と技術の蓄積があつてこそ、徴収率の上昇に繋がると考えます。担当職員は、数年で配置換えがあります。強制徴収の事例や技能技術を個人情報に配慮しながらも、後任の職員に引継ぐための策として、マニュアル化などが必要だと過去の議会でも提案してまいりました。徴収事務などの技能技術の引継ぎや継承等について、課長や町長のお考えをお聞きします。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

それでは、福島議員のご質問にお答えをします。3つ目のご質問ですが、徴収事務の引継ぎ、継承等についてでございますが、町の職員は、国税とかですね、県税の職員と比べて異動サイクルが短いこともありまして、専門性の高い職員が育ちにくい環境というものがあります。そのため滞納処分のノウハウの承継がされにくいという、小さな町村ではそういう現状でございます。市町村の職員は、ある一定の年数で配置替え等がございます。配置替えがあれば、その部署での事務引き継ぎというのがなかなか労力がかかります。特に税務課では、徴収事務の引き継ぎを迅速、的確に行うためには、前任者、後任者とも長時間の労力がかかり、引継業務も大変だと思っております。現在、税務課では、新しく配属された職員につきましては、早い時期に、県や人づくり広域連合主催の、徴収事務研修会などに積極的に参加をさせ、徴収のノウハウを身につけさせております。併せて、差押え等の滞納処分も早く身につけてもらいたいということで、先ほどお話しをさせていただきました、強制徴収を専門に行っております、南国香南香美租税債権管理機構へ捜索の実施研修に参加させています。このように、職員に徴収事務研修等を早期に受けさせまして、職員の異動等で入れ替えがあった場合でも、切れ目のない滞納処分ができるようにということで、現在目指しております。

年2回、滞納者に催告書を送付する際には、差押え等の基準、納税折衝マニュアルというふうに作ってますが、その再確認をするなど、職員間でミーティング等行っております。この徴収事務に関わる事務手続き以外の納税折衝につきましては、経験こそがマニュアルであると思っております。また、徴収業務を遂行するうえで、職員のモチベーションを向上させていくということは、どの職場においても、非常に重要なことと思っておりますが、実際実務上、滞納整理を進めていくうえでは、なかなか解決にいたらずに、担当職員が行き詰まるケースも少なくはございません。時には、滞納者から理不尽な苦情や文句を言われ、自分の交渉が果たして正しかったのかどうなのかと思うこともあります。そんなときに税務課内で相談し合える仲間がいたり、後押しをしてくれる上司がいたら、自分1人で滞納者に立ち向かっている訳ではないという意識が職員間にも芽生えることとなります。

今後、更なる滞納処分の強化を図っていくうえで、滞納を許さないという組織の意思統一が必要不可欠でございます。また、税務課職員のみでなく、全職員が財源の確保、公平な負担と収納対策への意識を高く持つような職場の環境づくりも必要と考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

ぜひとも、町長がいつもおっしゃるように、今の課長が別の課に行かれたときには、横断的な業務の遂行をよろしく願いたいします。今後も引き続き、適正かつ公平な税負担を実現するために、大変な業務だとは思いますが、税務課と執行部の頑張りを期待して、次の質問に移らせていただきます。すみません、お疲れのところ。最後の質問になります。

避難場所の運営等についてでございます。大規模災害が発生した場合、各避難場所の運営につきましては、住民の方々の自主的な運営が必要になると思っております。説明会や準備会、訓練等の開催についてお聞きをいたします。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
大坪総務課長補佐。

総務課長補佐

(大坪 靖幸総務課長補佐)

福島議員のご質問にお答えします。ご質問にありますように、大規模災害時の避難所の運営は、住民の方々のご協力が必要不可欠と考えております。今年度、県が主体となって避難所となる、県内10箇所の集会所や体育館などをモデルに、住民主体の避難所運営マニュアルの作成を手がけておりまして、それぞれの避難所運営に係るルール作りに取り組んでおります。このマニュアルが完成しましたら、これを参考に本町でも自主防災組織の皆さんと各避難所においてのルール作りをすることとなりますので、その際はご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

先ほど答弁ございましたが、今後、避難所運営のマニュアルができた時点で各自主防災組織との連携が図れるということで、田島さんがいつもおっしゃるように、自主防災組織の活性化というふうに繋がればと考えております。再問ですが、8月30日に避難訓練と資機材の点検が実施されました。その後、甲浦小学校と野根の防災拠点で炊き出し訓練も開催され、田島議員も参加されたとは思いますが、私も参加して参りましたが、その際小池避難タワーに避難した方から、最上階の倉庫に資機材が未だ配備されていないといった話をお聞きしました。現在、資機材を配備している避難タワーなどの箇所数と未配備の箇所数、今後の資機材配備、合わせて食糧等の配備計画があればお聞きします。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

大坪総務課長補佐。

総務課長補佐

(大坪 靖幸総務課長補佐)

再問にお答えします。現在、津波避難タワー5基のうち、白浜第1と第2タワーには、防災資機材を整備しております。その他の小池、生見、野根第1の津波避難タワーへは、今年度整備するようしております。

また、水、食料の購入については国、県において現在、補助金制度がないため、財政状況を勘案しながら予算措置をしたいと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)
ご答弁ありがとうございます。商工の活性化、高規格道路や鉄道のインフラ整備、公平な税負担の実現、防災対策など、課題山積ですが、執行部の頑張りや議長、副議長を中心とした我々議会もさらに議論を深め、取組を行っていく必要があると考えております。長くなりましたが、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)
福島登君の質問が終わりました。
引き続き、高島俊彦君の質問を許します。件名は、南海地震対策、避難訓練についてほか2件であります。答弁者は町長ほかとなっております。
高島俊彦君、質問を始めて下さい。

3番議員

(高島 俊彦議員)
高島でございます。一般質問を行います。よろしくお願いいたします。8月30日に行われました避難訓練であります。甲浦西2区、超願寺上の避難場所に避難した人達の総括した意見であります。3点程質問させていただきます。1番目として、避難通路に段差が2箇所程あり、高齢者が通りにくい、備え付けのリヤカーで運ぶこともできないと。その場所をスロープに改修してもらえないかということが第1問目です。続けて、そのときの意見ですので、2番、3番と続けてやらせてもらいます。避難時、訓練時には高齢者が多分にいます。イスがあれば、本当に助かる。学校などに、いらなくなったイスが多分にあると思うのですが、それを活用できないものか。3番目として、できれば防災倉庫前だけでも、コンクリートを敷いてもらえないか。ちょうど8月31日の時は天気が悪く、避難倉庫の前はぐちょぐちょでありました。できれば、避難倉庫の前だけでもコンクリートを敷いてもらえないかという、この3つを

質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、高島議員の質問にお答えいたします。1のスロープ、イス、コンクリートにつきましては、まず本町として、避難路の整備は大規模で費用がかかるもの、また自主防災組織で整備が困難なものについては本町が県、国の補助金を活用しながら整備いたします。小規模なものにつきましては自主防災組織への資材提供、もしくは補助制度を活用していただき、自主防災組織が整備していただきたいと思っております。また、小さな備品で避難において必要がある場合、恐れ入りますが、ご自宅で使用していないものがある場合、避難場所倉庫に保管していただければ幸いに存じます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

質問の2というのが、学校にいらなくなったイスがないのかということをお聞きしたのですが、それが抜けておるようです。

再問いたします。自分たちが避難する場所にありますので、できることは自分たちでやらなければいけないと思っております。今の課長の答弁では、今自分が意見としてお願いしたことは小さなことであります。自分達が防災関連の何がすればできることでありますので、ただ、材料費は出してくれるということで地区へ持って帰っていいんですね。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

再問にお答えします。学校の備品につきましては、提供することはすみません、できませんので、(自席より、いらぬものがなぜできないの

かと発言あり。)学校の教材でありますので(自席より、使っていない物は構わないのではないかと発言あり。)また調べます。それと、資材の提供ですが、できるだけ自主防災組織が可能な限りしていただきたいと思います。また、できない場合につきましては、ケースケースごとに相談して、自主防災組織に実施してもらうか、役場が実施するかということになりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

高島議員の再問につきまして、お答えいたします。学校のイス等につきましても、壊れているとかいらぬイスとかいうのは、なんぼかあると思いますけれど、把握はしておりません。それを貸し出すというか、提供するということにつきましては、難しいと思います。ただ、その場所だけじゃなくして、避難場所は東洋町にたくさんあります。その場所全部に提供するということは難しいので、ただその10脚あるから10脚だけ持って行ってオッケーですよということが、不公平になる可能性もありますので、その点だけはちょっと難しいのではないかなと思います。教育委員会の中で、その部分につきましては、ちょっと把握は今しておりませんので、調べておきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

続いて、2つ目の質問に入っていきます。まず、防災活動避難通路の確保についてであります。1番目として、避難場所の管理であるが、地区でできている所とできていない所があります。震災時、活用できなければ何の意味もございません。執行部は、定期的に見まわり、ソフト面の指導も必要だと思っておりますが、考えを聞きます。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

2の避難路の管理につきましては、度々地区から連絡を受けております。その都度ご説明をし、自主防災組織が管理していただきますよう、お願いをしております。また、防災訓練を通じ、同様に啓発していきたいと思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

再問いたします。地区防災組織、各それぞれできております。その代わり積極的に活動されている所、執行部の考えはできているところの地区防災組織には手本を見せて指導していたらというようなことでありますけれども、やはり執行部が言っていることもわかりますが、それプラス町執行部の指導も必要かと私は思っています。なぜなら現在、地区防災組織は活動できる状態になっているところは少しであり、活動ができていない所が多分にあります。全地区防災組織の充実を図ることが、いつ起こるかわからない南海地震に対して急務だと私は思っております。それにはやはり、執行部の指導が必要でないかと思うのであります。最後、質問をいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

同じ答弁になるんですけれどもお、防災訓練、また、その他の訓練を通じて啓発をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

ありがとうございました。もう少し具体的に入ってってもらいたかったんですけれど、これくらいにしておきます。

2番目に、避難訓練時の小学校での試食会でありましたが、自分もそ

の試食会に出席させてもらって、おいしくいただきました。そのときに思いましたが、実際に震災が起こったとき、テレビ報道で見ましたが、波が引いたあとは、ガレキの山であります。20分で行き着ける場所に3時間もかかったと聞いております。特に、高齢者の方は食糧のある場所までいけないと思いますが、食糧の配給は、執行部はどのように考えているのか、考えをお聞かせ下さい。

議長

(今宮 裕明議長)

高島議員、3番も続けてお願いします。

3番議員

(高島 俊彦議員)

白浜地区の防災タワーに行く通路であります、小松大太郎工場の跡地に、高さ3メートル位、長さ30メートル位のブロック塀だけがあります。近所の方は、普段でもブロック塀にひび割れがきて、通行に危険を感じておりますが、地震の際には、必ずこのブロックは砕け、避難通路が塞がれてしまうと思います。このような場合、空家等対策特別措置法に基づいて話をすることもできるし、撤去の場合は、補助金も出るはずであります。執行部の考えをお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

食料の配給につきましては、災害が発生した場合、災害の状況を把握しながら、その時に考えられるあらゆる手段を講じながら、恐らく最終的には人力に頼らざるを得ない状況も出てくるかと思えます。そのときに配給することになります。現在、備蓄倉庫、避難場所倉庫へ一部、水を備蓄し始めておりますが、また財政の許す限り備蓄する事を検討して参りたいと思えます。また、自主的な備蓄もお願いしたいと存じますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、高島議員の③のご質問にお答えしたいと思いますけれども、先日ご指摘の箇所につきましては、現況確認を行ってきました。その場所、物件、大方が撤去されてきたわけであって、塀だけが残っているという状態だったわけですが、なかなか廃液関係のある工場の関係の土地で、権利関係が複雑で、ちょっと調べる時間がかかりましたが、今日ですね、所有者が分かりました。それで、この5月に施行されました空き家等の特措法に基づきまして、今の持ち主にですね、適正な管理をお願いする通知を出す準備を今行っております。それと、補助金ですけれども、特措法の補助金はありませんが、ブロック塀の撤去とか、そういう補助金も確かに防災関係であったと思いますけれども、一部着手されて一部だけが残っている状態で対象になるのか、それは調べさせていただきたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。次の大きい3番に入って下さい。再々問までやりましたので。

3番議員

(高島 俊彦議員)

すみません休憩取って下さい。

議長

(今宮 裕明議長)

暫時、休憩します。

(休憩時間：16時15分)

再問回数についての確認。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：16時16分)

3番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、2の①②③については、よろしくお願い致します。続いて、3に入っていきたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

①から④までお願いします。

3番議員

(高島 俊彦議員)

ちょっと、申し訳ございませんでした。町内の環境改善について、4つほど質問させていただきます。

①として、国道から白浜に入る所、西内のポンカン、小夏販売所横には段差があります。身体障害者を乗せて運ぶときなどは、大きく揺れて困っております。この段差を一日でも早く直して欲しい。執行部の考えを聞くと。

2つ目に、甲浦漁協横の山の落石防止策は、その後どうなっているのか。もう1年余ってなります。

③として、室戸土木に陳情に行った小池川のかさ上げ工事は、その後どうなっているのかお聞き致します。

④として、白浜海岸であります。今年は、台風のあともすぐに掃除をしてくれ、きれいな浜で泳ぐことができ、観光客も喜んでいたことと思います。しかしながら、岡崎石油下の川で仕切られた所は、ちょうどはきだめ状態であり、白浜を清掃したゴミをそこへ捨ててあるかのようであります。高知県側から来る車は、ちょうどカーブになっておりますので、白浜海岸が目に入ったとき、一番先に見えるのは、ゴミの山であります。手間暇、お金をかけてせっかく美しくなっている白浜の景観が半減しております。これで良いのか、執行部の考えをお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

高島議員の質問にお答えします。まず、①の国道から白浜に入る所の段差についてですが、高島議員指摘の場所は、国道と町道の管理境が段差となっていて、特に国道側が盛り上がり、段差になっているため、国道の管理者である土佐国道事務所に確認をいたしましたところ、今年度中に段差解消を軽減できるように補修工事を予定していると聞いております。

続きまして、②の甲浦漁協横の落石防止策については、土佐国道事務所に確認をいたしましたところ、平成26年度から27年度に落石発生箇所等の調査を実施し、調査結果は擁壁とストーンガードの設置で対応するとしています。設置工事については、平成28年度に予定をしています。

が、27年度予算で対応が可能であれば設置をしたいと聞いております。

続きまして、③の小池川のかさ上げについては、室戸事務所に確認をしましたところ、平成26年度に判断解析調査を実施しまして、平成27年度には詳細設計を作成し、平成28年度にかさ上げ工事を実施予定と聞いています。

④の白浜海岸についてですが、7月の白浜海岸清掃については、市町村が実施する場合の補助要綱等ができていなかったため、急遽、室戸事務所の予算で海水浴場のメインとなる砂浜を清掃しましたので、指摘があった一部残っています所については、今後県の補助事業を活用して清掃していきたいと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

ありがとうございました。今の間3の①②③については、答弁嬉しく思っております。ありがたく思うのでありますが、今の答弁、国、県の仕事は当たり前のことかもしれませんが、月日がかかります。なかなかできません。催促し続けなければしてくれない気もいたします。執行部も出向く際には、声がけの方、毎回よろしく願いいたします。

続いて、④について再問いたします。県の管轄であり、すぐにはできないのは、清掃費用の問題であると思います。今までの議会でも、台風は年に何回か必ず来る、県東部の方に。当初予算をですね、何回分かの清掃費用を組んでもらえないかというようなことを前の議会でも言ったはずでございますが、それに対してどのような処置を取ったのか、お願いしてくれたのかという質問であります。

議長

(今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

昨年度、白浜海岸の清掃を行った関係はですね、県が100パーセントの補助金を使って実施をいたしました。27年度についてもですね、予算要望を県にお願いしてあったんですけれども、当初予算では予算化さ

れておりませんでした。補正で対応していただき、その補助金の要綱がこの7月にはできていなくて、9月以降には申請ができるという形になっておりますので、その補助金を使って今後できていないところについては、清掃をしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)
3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)
再々問いたします。それができておればですね、やはり今回もシーズン中はきれいな浜になっておったのが、最後にちょっと残ってしまった。それはあくまでも予算がなかった。補助金を申請してからやらんといかん、どうしても時間がかかりますね。前回言ったようにですね、やはり当初予算での必要経費、それは組んでもらえないかということをもた来年度もお願いしてもらいたいと思います。観光立町東洋町であります。第一のメインは白浜海岸だと私は思っております。いつでもきれいな白浜であるよう、よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)
高島俊彦君の質問が終わりました。
以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。
これにて本日の会議を閉じます。
これで、平成27年度第3回東洋町議会定例会を閉会します。どうもお疲れ様でした。これにて議会放送を終了します。
(閉会時間:16時25分)